

第四十三回国会 衆議院 文教委員会農林水産委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十八年三月十四日(木曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

文教委員会

委員長 床次 徳二君

理事上村 一郎君 理事小澤 重喜君

理事竹下 登君 理事長谷川 峻君

理事八木 徹雄君 理事小林 信一君

理事村山 喜一君 理事山中 吾郎君

宇野 宗佑君 浦野 幸男君

岡田 修一君 田川 誠一君

濱野 清吾君 藤井 勝志君

松永 東君 松山千恵子君

三木 喜夫君

農林水産委員会

委員長 長谷川四郎君

理事小山 長規君 理事田口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事足鹿 覺君

理事片島 港君 理事東海林 稔君

安倍晋太郎君 大野 市郎君

飯谷 忠男君 谷垣 專一君

米山 恒治君 稻村 隆一君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

芳賀 貢君 安井 吉典君

湯山 勇君 玉置 一徳君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 田中 啓一君

文部事務官 前田 充明君

(体育局長)

厚生技官 五十嵐義明君

(環境衛生局長)

農林政務次官 津島 文治君

農林事務官 村田 豊三君

(畜産局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 谷川 寛三君

(主計官)

文部事務官 白井 亨一君

(体育局長)

食課長

専門員 丸山 稲君

専門員 岩隈 博君

本日の会議に付した案件

日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

〔床次文教委員長、委員長席に着く〕

○床次委員長 これより文教委員会農林水産委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

日本学校給食会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本学校給食会法の一部を改正する法律

日本学校給食会法の一部を改正する法律

日本学校給食会法(昭和三十年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第三十三条)」を「(第三十二条の二・第三十三条)」に改める。

第二十条第一項中「経費」の下に

「(以下「供給に要する経費」という。)を加える。

第二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。)の学校給食費用の供給に要する経費について第三十二条の規定による補助を受けた場合における当該学校給食費用に係る前項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食費用の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

第三十条中「第二十条第二項」を「第三十二条第三項」に改める。

第三十二条中「経費」の下に「及び政令で定める義務教育諸学校の学校給食費用の供給に要する経費」を加える。

第七章中第三十三条の前に次の一条を加える。

第七十七条中第三十三条の前に次の一条を加える。

(学校給食費用の用途外使用の禁止)

第三十二条の二 義務教育諸学校の学校給食費用に当る当該学校給食費用の供給に要する経費について前条の規定による補助を受けたものを買い受けた者、その者から当該学校給食費用を買い受けた者

及びこれらの者のために当該学校給食費用を保管する者は、当該学校給食費用を義務教育諸学校の学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は義務教育諸学校の学校給食以外の用途に使用してはならない。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

義務教育諸学校における学校給食の普及充実と学校給食費の軽減を図るため、国が日本学校給食会に対し義務教育諸学校の学校給食費用の供給に要する経費を補助することができるとするとともに、当該物資の義務教育諸学校の学校給食以外の用途への使用を禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○床次委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。長谷川峻君。

○長谷川(峻)委員 きょうは農林水産の方から提唱がありまして、連合審査しかも学校給食についてされるのであります。本日の趣旨は大体私承の了承するところでは、文部省が三十八年度予算に学校給食費、脱脂ミルク四十億の予算が新しく計上されております。これに対して国産の牛乳を使ったらど

うか、こういう議論が多いので、それを中心に行なわれるやに了承するのでありますが、その前提について私は質疑を若干行ないたいと思います。

一つは、最近学校教育の充実を見ておりますときに、私たちが一番問題にしなければならぬものは、子供の体位だろろうと思ひます。従来は農漁山村の子供の体位がよかつたが、最近では都会並びに俸給生活者の子供の体位が非常に伸びてきておる。所得格差の是正というところが、いろいろな面で行なわれますが、私はそれを学校給食の面で行なうことが、文教政策の大きな施策の一つであらう、こう思っております。

そして学校給食法が二十九年に制定されて以来今日まで、小学校においては五・六・二、中学校においては一・八、こゝまで学校給食が伸びておりますが、これをさらに充実させる一つの施策として、今度の法が行なわれた。この際私に特にお尋ねしたいことは、今度の予算のときに、文部省からこの四十億という予算を大蔵省に提案し、概算要求されておったかどうか、これをまずお伺いしたいと思います。

○荒木國務大臣 お答え申し上げます。脱脂ミルクを使ひまして、小中学校全員の給食の実施をするという形は、当初概算要求にはございませんでしたが、与党の政務調査会の方面から御要望もあり、それに啓蒙されました追加概算要求をいたしまして、その結果、大蔵省との予算折衝が最後に至

りまして妥結を見まして、要求を正式に予算案の中に繰り込んで、御審議願うといういきさつでございます。

○長谷川(峻)委員 千八百万の児童生徒に脱脂ミルクを飲ませることによって体位向上、すなわちこれは与党並びに関係者の非常な尽力のたまものであったというふうには大臣の御説明、私も承知いたします。

そこで一つ、国産牛乳を使うという場合に、問題が世論の中に出ておることに対して、考えなければならぬことは、きのう全国の酪農総決起大会に私も時間を盗んで行ったのですが、そのとき大ぜい集まった酪農農民の前にして、大方の議論は、自由民主党・政府が四十億円のアメリカの脱脂ミルクを買う、そのことによって日本の乳価を引き下げますし、仕事を圧迫するものである、であるからこれはけしからぬ、アメリカの余剰農産物であり、ダンピング品であり、その異常な低価格が、わが国一カ年間の牛乳総生産量の半ばに達するものであるというふうなことから話が出ておりますので、私がここで確認したいことは、議論の前提として四十億円というものが、当然考えられなかったことが、お互いの努力によって、日本の小中学校の子供の体位をよくしようという、文教政策の熱意の現われとして生まれたものである、それがまず第一前提です。それがダンピングの品物を買ったとか、そういうことではなくて、従来使っておったところのアメリカの脱脂ミルクというものを目標にしたのではないけれども、とにかく全国の生徒に飲ませて体位を上げようという、その根本原則が四十億円の脱脂ミルクになって現われた。そ

こでそのことをよくわかった上で国産牛乳の問題に入らないと、話がおかしくなる。そういう原則をおわかりいただいた上で、今から先のいろいろな議論の前提が確立されないと、今から先、協力なりあるいは盛り上げというものが生まれてこないのではないかと、いうことを、まずここで私ははっきり申し上げたいと思っております。

そこで今度は事務的な話になります。四十億円のうち、それならば脱脂ミルクを買う金は幾らか、あるいはまた設備費として回すものが一体幾らになつていくのでしょうか。

○荒木国務大臣 お尋ねの数字の点は、政府委員からお答え申し上げます。先ほど冒頭におっしゃいましたことは、お答えを必要としないかとは思いますが、もちろんお説のように学校給食というものが、そもそも戦後の食糧不足から、占領軍のおりまるときにスタートしましたことは、申し上げるまでもなく御承知のところでありまして、それは発育盛りの子供たちを、食うや食わずの状態に置いて、弁当を持っていくようにも持っていくけないという状態のもとに、学業は放擲するわけに参らない、そこでどうするかという問題に直面したときに、食糧不足緩和の手段として始まったわけであります。スタートはそれでございまして、長谷川さんもおっしゃったように、児童生徒の体位が全面的に向上する、その有力な原因になつておることが確認されまして、角度を変えて、食糧不足の応急措置ではなしに、児童生徒の学校における給食制度を前向きに整備して参りたいという課題として、数年来取

り上げられて今日に参つておるわけでありまして、昨年学校給食をいかにしたらしいかという課題を問題といたしまして、学校給食に関する調査審議のための委員会ができて、答申が出されておりますことは、国会方面の皆さんも御承知いただいておりますこととでございます。その答申の線は、完全給食を目指して、年次計画を持って着々と前進していくべしという内容でございます。給食の内容はミルク給食、パン食が建前ではございますが、山間僻地等、むしろ米食を便宜とするところは、あえてそれを粉食に転換するといふことも実情に合うまいということから、そのことも認められる内容であることも、御案内のごとくであります。

そういう線から、年々歳々完成に向かつての足取りをたどる中で、先刻お答え申し上げましたように、三十八年度としては、できることならば完全給食を一刻も早く実現したいという意図の中にありまして、四十億円の予算が成立し、その中身は脱脂粉乳をもってミルク給食に充てるということにたどりついたわけであります。従いまして、もちろん国産牛乳ないしは国産の脱脂粉乳を使うというふうになりますことが、学校給食の立場からいたしましても望ましいことと考えますが、しかしその条件が整備されてない、されば、そういう問題ではない。学校給食はそれ自体として、可能なる限り一刻も早く完成に向かつての努力をするべきことと考えられる。他面また国産牛乳ないしは脱脂粉乳の生産ということとは、農業政策の立場において考えられ

るべき課題であることも当然であります。私どもの考えとしては、予算委員会ではどうか同じようなことをお答えしたのでございしますが、それをもう一べん繰り返させていただきますならば、もちろんアメリカの脱脂粉乳でなければならぬというところはございせん。量的に確保されて、安定して供給される、しかもカロリーは期待のときものがある、値段も父兄負担をなるべく少なくするというのが、どうしても尊重されねばならぬ一つの課題である以上は、価格の点におきましては、低廉であることを要求されるのは当然であります。それだけの条件が満たされる限り、なろうことならば国産のものでありたい。しかしその条件が今は満足できないとなれば、輸入してでも学校給食を前進せしめたいという、その要請にこたえる意味において、たまたま主要保護児童、主要保護児童には、輸入の脱脂粉乳も使ひまして今日まで実施しております。その前例にならって分量を拡大するということが、たまたまアメリカの脱脂粉乳に内なるなま牛乳ないしは国内の脱脂粉乳の生産量も増大され、学校給食に対する供給も、年間を通じて季節的変動なしに確保され、値段も父兄負担を増大せしめないということが確保されまする限りは、輸入脱脂粉乳の輸入量を国内条件の整うに従つて漸減していつて、行く行くは全部国内産の原料に依存するということに持っていくことが、総合的に見まして当然のコースでなければならぬ。さような考えも念頭に置きまして、アメリカの脱脂粉乳を拡大輸入いたしまして、児童生徒に對

し、体位向上を目ざしての給食の前進をはかりたい、かようなこととでございます。

数字的に申し上げるべきことを申し上げませんけれども、冒頭に申し上げました通り、政府委員からお答え申し上げます。

○前田(光)政府委員 数字の点を申し上げます。いわゆる四十億予算と申します中身は、脱脂粉乳の経費が三十四億一千四百八十八万円、内容は八万五千三百七十二トンの脱脂ミルク、それからミルク設備費の補助といたしまして五億八千二百五十四万円、一校当たり八万七千六百円と積算いたしております。なお事務費が二百五十八万円、合計四十億円かきりでございます。

なお、来年度の補助いたします対象の数であります。小学校が一千四十八万九千人、中学校が六百九十七万人であります。合計一千七百四十六万人、その中で完全給食をすでに従来から実施してミルクを飲んでおる者、給食を受けておる者の数が八百八十一万人、なお来年度から新しくやる者が八百六十五万人でありますので、おおむね半々、そういうような状況でございます。

○長谷川(峻)委員 その場合に問題になりますのは、やはり父兄負担の問題だと思ひます。ミルクの場合に、小学校は三十七年度に一週五回飲ませて、アメリカの脱脂ミルク一回が一円六十銭、三十八年度の場合は、三十四億円の国庫補助がついた関係から、一回の父兄負担が六十一銭ということになり、中学校の場合は八十二銭、こういう数字が出ておるのであります。大臣の御答弁の中に、私は同感するものを

○長谷川(峻)委員 その場合に問題になりますのは、やはり父兄負担の問題だと思ひます。ミルクの場合に、小学校は三十七年度に一週五回飲ませて、アメリカの脱脂ミルク一回が一円六十銭、三十八年度の場合は、三十四億円の国庫補助がついた関係から、一回の父兄負担が六十一銭ということになり、中学校の場合は八十二銭、こういう数字が出ておるのであります。大臣の御答弁の中に、私は同感するものを

○長谷川(峻)委員 その場合に問題になりますのは、やはり父兄負担の問題だと思ひます。ミルクの場合に、小学校は三十七年度に一週五回飲ませて、アメリカの脱脂ミルク一回が一円六十銭、三十八年度の場合は、三十四億円の国庫補助がついた関係から、一回の父兄負担が六十一銭ということになり、中学校の場合は八十二銭、こういう数字が出ておるのであります。大臣の御答弁の中に、私は同感するものを

○長谷川(峻)委員 その場合に問題になりますのは、やはり父兄負担の問題だと思ひます。ミルクの場合に、小学校は三十七年度に一週五回飲ませて、アメリカの脱脂ミルク一回が一円六十銭、三十八年度の場合は、三十四億円の国庫補助がついた関係から、一回の父兄負担が六十一銭ということになり、中学校の場合は八十二銭、こういう数字が出ておるのであります。大臣の御答弁の中に、私は同感するものを

感ずるのですが、アメリカは何をやるにしてもバイ・アメリカン、わが国は自由化々々とはいながら、自由化というものは、よその国のものを無制限に買入ることが自由化ではありませんので、私は日本でもできるものはバイ・ジャパネーズ、こういうふうにいふべきだと思います。

そこで、大臣の御答弁の中に、できることならば国産にしていきたい、しかしながらその場合の父兄負担が、この脱脂ミルクと比較した場合に非常に大きくなるのではなからうかというお話がありました。三十八年度で一回の脱脂ミルクを六十一銭で小学校の生徒は飲み、中学校は八十二銭で飲めるときに、国産の場合には一体幾らになるか、これは議論の根本的な問題だと思ひますから、一つ御説明をお願いしたいと思います。

○前田(充)政府委員 グラムを合に直すのは非常にむずかしい問題がございますので、全般的に一キロ当たりの割合で申し上げたいと思ひます。私どもがアメリカから買っております脱脂粉乳の価格でございますが、各県まで渡りますときの値段を標準といたしますと、アメリカから買うのが一キロ当たり五十六円七十銭であります。それから国内産の粉乳を各県まで持っていくと、おおよそ一キロ当たり二百六十円になっております。それから国内産のなま牛乳——これはなま牛乳でありますから、粉乳の一キロに直しますと、一応一キロを三升八合と計算したものであります。一キロ当たり酪農業者が学校に渡します価格は三百八円、農林省の御見解をいろいろ伺って、そういう調査になっております。

○長谷川(峻)委員 ただいまの数字を確認いたしますと、アメリカの脱脂ミルクが五十六円七十銭、国内の脱脂ミルクとすれば二百六十円、なま牛乳の場合は三百八円、こういうことを確認するのですが、これから割り出しまして、国庫補助あるいは父兄の負担を軽減させるという問題になってくるかと思ひますので、私はこの数字だけを確信いたしました。これら国内のなま牛乳、国内の脱脂ミルクを使う場合、アメリカのものと比較した場合に、どう政治的に、文教の大臣として、さらにはまた日本全体の国務大臣として、これらのものを将来バイ・ジャパネーズに持っていく場合の大きなお考え方を、大臣が胸の中に入れていただくことを要望いたします。

さらにこの際に事務的な問題を一つ、二つ御質問申し上げますが、こうした大事な子供の体位向上をやっております学校給食会、この場合に県の給食会が大きな仕事をしておられると思ひます。これは学校安全会の事務職員が子供たちの金を食わないように、国庫補助を計画しているわけでありまして、だんだん話を伺っておりますと、県の給食会の事務費というものは、国の方から全然金が出ておられない。結局こういうミルクの代金を、事務職員の給与その他に充てているという話を聞きますが、いかがなものでしょうか、御説明をお願いしたいと思います。

○前田(充)政府委員 それぞれの県に学校給食会というものがございまして、文部大臣が指定をいたしておるのでございますが、その事務費は、現在のところ全額、各子供からお金を集める場合に、事務費としていただいております。

○長谷川(峻)委員 いただいているということは、子供が出した金を食っているということですか。

○前田(充)政府委員 子供から集めておるわけでございますから、子供が出しておるわけでございます。金額について一応申し上げたいと思ひますので、事務費は、文部省で限度額というものをきめておるわけでございますが、大体その限度額をとおっております。北海道以下四十六府県を限度額で総計いたしますと、二億四千七百五十万円に相なっております。

○長谷川(峻)委員 大臣がいなくなつたから、政務次官にお尋ねいたします。今政務次官お聞きのように、四十億も金を取って、全国の小中学校の生徒全部に脱脂ミルクを飲ませて、体位向上をしようとするときに、子供たちが出した金を、都道府県の給食会の事務費に充てている。これはまさに子供のミルク代の一部をかすめとって食うところの、非常に非教育的な話だと思ひます。学校安全会その他、文部省が要求しまして、ことしから金を出すようになったのですから、政治的な立場において政務次官、一つ将来の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○田中(啓)政府委員 まことに仰せの通りでございます。本年は日本学校給食会の方では相当の補助が参りました。が、ついに府県の給食会にまで及ばなかつたというところは、まことに遺憾に存じております。一つ大いに力を入れて、この点は仰せの児童の負担にならないような措置を講じたいと思ひます。

○長谷川(峻)委員 学校給食会の話が出しましたが、そこでもう一つお伺いします。これは、これだけの、三十四億円のアメリカからの脱脂ミルクが入るので、すね。しかもこれを当て込んで六億円の設備費をかけて、六月までになべかまを全国にまだやってないところに配給して準備をさせて、全国一斉にというところ、とにかくことしじゅうにやらないところは発足するので、すね。非常な量なんですね。ですからその量が、今度はその次の問題として、確実に計画にあるように入るかどうかというところ、しかも国費を使つて子供の体位を向上させようという、大臣も認識されたように、文部省が出したのが、この脱脂ミルクが、計画通りいくかいかぬかということが、大きな問題だと思ひます。これが一つ。

もう一つは、時に話を聞きますと、横浜にアメリカから給が入つて、その粉ミルクをおろす場合に、あるときには雨に、あるときには水にかかつて、品物が悪くなることがある。そうしますとこれを学校に流さないで、ほかの方に転用する、産品をどこかに転用する。そのことによつて、木部の学校給食会の財政が豊かにさへもなっている。のじゃなからうかという疑問がある。かつて文教委員会においてもこれは言われたことがありますが、こうした事実があるかないかと、前の計画の問題、二つを一つ承りたいと思ひます。

○前田(充)政府委員 最初の問題の輸入できるかどうかということでございますが、この点につきましては、私ども予算が決定直前のときにアメリカに電報を打ちまして、約十万吨までは買えるかどうかというのを確かめたのでございまして、よろしいと一応言つておきます。しかしこれはそのときの電報のやりとりでございまして、今後十分折衝はいたさなければならぬものと存じております。

第二の問題でございますが、水をかぶったり、かびたり、そういうたいわゆる不良品が出るのではないかと、こういうお話でございますが、これは三十五年くらいから少し多くなつたのでございまして、不良品が確かに出ました。この不良品の処理のいたし方については、おおよそ牛の飼料に充てるのでございまして、農林省の指示通り払い下げをいたします。そのお金は全部、物資会計と私ども申しておりますので、これは学校給食会の仕事のうちで、そういう子供に配給するものだけは全然経理を別にいたしておりました。いわゆる日本学校給食会の運営費には全然関係はございません。経理が別でございまして、そういうことにいたしておりますので、そこで入つてきたお金はやはり同じようになつて、次のミルクを買うときの費用になるわけでございます。従つて全部子供のものとして学校給食会に、現金の間は現金でありますし、それでミルクを買つた場合にはミルクという現品になつて倉庫にあるわけでございます。学校給食会の運営費等に充てられるようなことは一切いたしてございません。

○田中(啓)政府委員 ただいま政府委員から申し上げた通りでございます。

て、事務当局としましては大いに万全を期して、また疑惑等の起こらないように処置をしてく覚悟でおるのでございませう。実は十万吨の輸入というものを、配給に少しも支障のないように円滑にやるといことは、そう簡単な事業だとは思っておりません。でありますから、この面におきまして、日本給食会あるいは実際の荷扱い機関等と十分緊密に連絡をとりまして、一そう万全を期さなければならぬと思うのでございます。実はにわかには量が増えるということとは、実際のものを扱ってみると、大へなことであると私も思うのでございます。また輸送途中における品いたみ等から、使いものにならないものが出るというような問題も、どうしてもやむを得ず、そういうことのなきを期して一生懸命やりまして、絶対にないとも言われませんが、米や麦などを扱っている経験から申し上げるわけでございませうが、そういう場合にも、何か廃品が出たらば、だれかの得になるという妙なことはならないように、これはさらに文部省におきましては十分一注意をいたしまして、善処したいと存じます。

あることは同感であります。パイ・ジャバーズということで、非常に私は同感いたします。しかし技術的な問題として、先ほどのいろいろなことが論ぜられましたが、その前に、農林省が酪農振興を叫んで一生懸命やっている建前から、食管会計の中に、国内産のなま牛乳を生徒諸君に飲ませるために予算を計上しております。三十七年度の例で見ますと、九億四、二十四万石、しかしこれが使われていない。国内産のなま牛乳というものを、酪農振興を叫んでおられる農林省で、自分の方の所管の酪農振興を叫びつつ、一方においては全国の小中学校の生徒の体位を向上させるという、この大事な事業に参画しているこの食管会計の中に入っているところの金が使われていない。一方において四十億円の金が取れたから、全部国内産に切りかえろという話がある。その意味において、農林省の政務次官もおられますが、三十七年度九億四、二十四万石当て込んでおったにもかかわらず、しかも一月から三月、四月、五月と、牛乳がそういうところにはそういう時期には配給されないために、文教に関係している者は幾たびか農林省にお願いしている事実がある。われわれもお願いした。これは毎年のようであります。でありますから、この辺のことを一休農林当局はどういうふうなお考えで、どういふふうな御処置をされようとしているのか。私は大事な問題だと思っております。農林当局の御答弁を要求します。

ことでございます。おそらく御指摘になりましたのは、三十六年度の牛乳の学校給食予算であつたかと思ひます。三十六年度は約九億で、数量にいたしまして二十四万五千石を予定をいたしておつたことは事実でございます。その実績が、数量にいたしましては約十萬石、金額的には四億円の実施を見ただのみでございます。御指摘の通りでございますが、これには事情がございまして、御承知のように牛乳の学校給食は、昭和三十三年から実施をいたしまして、毎年やっておりますのでございますが、たまたま三十六年度におきましては、年度の途中から牛乳の需要が旺盛になり、価格も、比較的一般向けの牛乳の価格がよろしかった。そのためにも本来予定していたよりもしたものが、予定通りに学校に回らなかったという特殊の事情があるのであります。当初の予定通りに実施ができなかったことは遺憾でございますけれども、そういう事情でありますことを御了承いただきたいと存じます。

ことではございませんか。あなたの方のおっしゃることは、夏場のように牛乳が非常によく売れるときは、値段もよくなるし、学校に回す余裕がない。しかも日本の牛乳は自由販売です。そこそこ学校給食に計画的に配給するといふことは、なかなかむずかしい。であるから今のうちに、三十六年度において二十四万石当て込んでおつたにもかかわらず、国内産の牛乳は、なま牛乳は十一万石しか使われず、金額にして、国が予定しておつた金額のわずかに半分以下しか使用されてないといふことは、私はこれは非常に残念に思ふのです。しかし新しいページを開かなければ、二ページ目が出てきませんから、今度四十億の金でアメリカから脱脂ミルクを買おうということに対して、国内産を何とか使おうとしないかという議論と、それによって酪農振興を大きくしようじゃないか——馬を牛に乗りかえる時代でありますから、そのかえた牛がしっかり農家の生産費の中に、あるいは家庭生活の中に生きてくるようにしようという気持ちから、よく私は了承できるのであります。従来盛っております予算そのものでさえも使えないで、計画配給ができないう、こういう実態の中から、四十億の場合に、それならこれをどう持っていくか、これが一つ。それから先ほどから出たところの父兄負担の大きなところをどうするかという、大きなデッド・ロックにひっつかつてくるのではなからうかと思ひます。

そこ一つ、私は地方を歩きながらしゃべりながら見るのですが、日本の終戦後できた厚生省の法律の中で、牛乳に関しては低温殺菌というのをやります。これは二百万から三百万の設備費がかかるといわれておりますが、山の中とかあるいは不便なところに参りますと、子供たちはなま牛乳の場合には沸かして、高温殺菌を普通通りやって飲んでいるのです。しかし法律では低温殺菌といふことなんです。実際には、五大メーカーのように、選挙違反までやるようなああいう大きな牛乳メーカー、この連中の薄くしたような牛乳を飲まないで、濃い牛乳を熱くして飲んで子供たちがいるのです。であるからこの際に、少なくとも便宜的な方法としては、山の中のような不便なところは、高温殺菌で濃い地元の牛乳を使えるような方法があるかないか。あるようにすべきではなからうか。根本は、計画配給がだめだとか、農林省で自分がやっている予算さえも使わないで、休位向上といふことをお世論が出たときにこそ、何か改善し、一歩前進するような対策というものがあれないか。いずれこれは大臣でも来られれば、大臣の御見解もお伺いしたいと思ふのでありますが、一つ賢明なところの農林政務次官もおられますし、ぜひお考えのほどを御答弁願いたいと思ひます。

この問題につきましては、御承知のように牛乳が非常に腐敗しやすいという特殊の商品であります関係上、食品衛生の見地からは、牛乳の扱いにつきましては、かなり厳重な規制が行なわれておるのでございますが、規制を厳重にするの余り、たゞいま御指摘のような事態が起こつては、これまた牛乳の消費拡大のためには、ためにならないといふことから、実は相当以前からこの問題につきましては、農林省、厚生省、話し合いをいたしまして、それぞれ両省の責任者の通達によりまして、そういう特殊の地帯におきましては、いわゆる高温殺菌という簡易処理によりまして、集団的に飲用が可能なような通達が出ておるのであります。私も農林省の立場からは、ぜひそう

と全く同一でございます。ただいまは制度的にはそういう建前で進めてもらっております。しかし、承りますと、若干地方によりましては、中央のそういう方針が十分徹底しておらないために、せっかくそういう制度が開かれながらも、十分に活用されていないという向きもあるやに伺っておりますので、私どももせっかく今厚生省ともよく連絡をとりながら、さらに趣旨の末端への普及をお願いしておるような次第であります。

○長谷川(峻)委員 最後の一つ伺います。文教関係のために申し上げるのでありますけれども、数年前にある開拓地に参りましたら、小学校の四年生になると本校におりていきます。これは片道二時間半、上ってくるのに三時間、一日学校に行きますとひざかぶりがくがくして、二日休む。そのところへ青年会議所の諸君が、アメリカカの脱脂ミルクを送ってきた。その次の年、その学校に行つてみたら、子供が全部下に毎日通学している。それ以来というものは、その地方に推奨しまして、高温殺菌で、酪農家はまず自分たちが飲み、子供たちに飲まして、それから売ろうじゃないかという指導を申し上げましたところが、そこは今非常

さらに、あなた方は自分の役所の予算を取るために、汗水流して九億円の金を取っておる。にもかかわらず四億円しか使わないで、酪農振興の所管でありながら、そういうことができないでいるということ。これについて、私はいくつかから先の推進方をお願いしたい。私たち国会議員として、何べんとなく農林省にそのことでお願いに行っている。にもかかわらずこの通りだ。こういう事態の上に四十億円の金を使ったものですから、前進しようとする

いふかまが、きよの連合審査会になつたと私は思うのです。そういうことをよくよく一つ腹の中に入れていただいて、今から先の積極的な御推進をお願い申し上げまして、私の質問を終ります。

○床次委員長 湯山勇君。

○湯山委員 主管大臣である文部大臣がお見えになっておりませんから、またお見えになるまで文部大臣にお尋ねすることは留保いたしました、お見えになっておる方々にお尋ねいたしたいと思ひます。

私のお尋ねする趣旨は、一つは学校給食について、政府の取り組みは非常に力が入っていない、本氣になっていない、こういうことが一点です。と申

牛乳の給食については、国内産のなま牛乳をやらなければならない。この二つの点を中心にして、お尋ねいたしましたと思います。

各省の態勢がまちまちであって、本気で取り組んでいないという理由は、今御指摘もありましたように、たとえばなま乳給食について、農林省がブレイキになったときもあるし、あるいは大蔵省がブレイキになったこともあるし、あるいは厚生省がその処理の低下し、あるいは高温処理、そういうことをめ

ぐってブレーキになっていることもあ
る。常にとこかがブレーキになって、
現に、あとでお尋ねしますけれども、三
十八年度二十二万石のなま牛乳の給食
ができる、その用意もできているにも
かわらず、いまだにそれが決定され
ていない。こういうところにもあるわ
けです。これはまた文部大臣に具体的
にお尋ねすることにいたします。

さらに、木氣でやっていないと思わ
れる具体的な例は、今回の全児童生徒
一千七百四十六万人に対する脱脂粉乳
の全員給食、この計画も非常にずさん
です。おそらく日本の政府が立てた予
算計画で、こんなずさんなのはまずな
いのじゃないかと思われるくらい、ず
さんです。そこで、そういう点をまず

うことは、政務次官よくおわかりです。から、お聞き願いたいと思う。まず第一、この中から抜けるのは、生活扶助を受けている者は、別途補助があるはずでずす。ですからそれは省かれる。それから今問題になっております児童保護、これも含めると、大体百八十万程度の生徒児童は、別の予算からこの給食の助成が出るわけですから、この三十四億一千四百八十八万の中には、該当しないということになると思えます。それからなま乳の計画が大体二十

二万石ですけれども、これはこの中にそのものを粉乳でやるとして百グラム四円の負担をするとなれば、少なくとも大抵三億円程度のものはこの中から省けるわけです。田中政務次官、よろしゅうございますね。それから実施期間もこの計画の通りいかないようですよ。このズレも正確に見られてはおりません。それから今お話しになった前年度処理したものが、子供の乳代に返ってくるということでございましたが、そういうことも一つも見込んでおりません。そうかと思うと、今度は給食の事務費です。これだけ膨大な給食を行なうのに、三十七年度の給食事務費が三千百四十四万四千円、三十八年度はこれだけ膨大な計画をしておりな

の配給あつせんをやつていこう。たとえ生活扶助でどれだけ減るということは、全員ですから今度は計算できるのです。今までのように申請して、どれだけふえるかわからない、そこで腰だめが必要だという段階なら、私はそういうことは申しません。しかし今度、は局長の答弁の通り、全員にしてやる、数というのは全員だということです。それから他から出るのはみな抜けるわけですから、そうすると、生活扶助に該当する六十万程度、それから準要保護も対

象にする、こう文部大臣は言っておるのですから、まさかあれは間違いだつたとおっしゃりますまい。それから、なま乳で出るものは約八億ですか、十二万石、これはなま乳の別途の事業団からの補助が行くのですから、文部省の予算から行くはずはございません。一体日本の政府の、しかもこれだけきちょうめんな大蔵省、そして文部省が、こんなないかげんな予算でよく通つたと思います。こういうことを見ますと、この計画自体きわめてずさんじゃないか、こういうことを私はまず指摘したいわけです。これはその通りだと思いますけれども、どうですか。

○前田 充三 政府委員 最初の生徒児童数が、要保護、準要保護等が抜けるか

ら、必要がないのではないかと、いうような御意見かと拝察いたしますが、それは学校給食会に補助金として入れまして、そうしてそこで安くしたものを作るわけでございます。従って、町村が要保護、要保護に對して補助金を出す場合は、その抜けた額で出しますので、その点は私は差しつかえないというふうに考えるのでございます。

それからなま牛乳の量が落ちるから、それだけ浮いてきはないか、こういう御意見と拝察いたしますが、その問題につきましては、確かに私もこの中の数字は入れております。ただ先ほど来からの話によりまして、二十二万石の場合、これが実際に何万石というふうに計画的にいくかということについては、三十八年度の見通しに於いては、農林省との最終的な折衝ができておらなかったもので、私から、それで私も入れておりますが、私はこの点については、実行上差しつかえないのであろうというところを考えたのは、高等学校、幼稚園等の関係の牛乳をやっておりますので、そういう関係で現物についてのその問題は、一応省かれるのではないかと。従って二十二万石のうち、正確に申しまして一休何石、義務教育の学校に使われるかという点になりまして、これは値段の点が先ほど来からの話にございまして、脱脂ミルクでございまして六十一銭、それからなま牛乳でございまして四円なんば、こういうことになりまして、これは学校の需要と申しますか、希望と申しますか、そういうものとマッチしなければならぬ。学校給食費全体の金額をきめるのは、各学校できめるようになっております。

従って、そのところの関係で、はつきりだけだけ義務教育の方でこれを使うかということになりますと、また今後の問題となるわけでございます。従いまして、その点についてはこの中へ入れておく。脱脂粉乳の補助金は一応その数字は全部入れておいた方がいいのではないかと、いうふうに考えましたので、一応脱脂粉乳としての補助金が入っております。

それから事務費の点であつたと思いますが、事務費につきましては二百五十万で大へん少ないようでございまして、もつとたくさんいたゞくことを確かに私も希望いたします。事務費と申しますのはいわゆる役所の経費であり、給食会の経費でありますので、できるだけ節約をいたしてやっていきたいというふうな考えでございまして、結論的に申しまして、私もこの全国的なミルク給食につきましても、決していいかげんなことに考えないで、大いにやりたいという熱意に燃えておるわけでございます。ミルク給食に終わらずに、さらに全国の学校の子供が完全給食、全部できるようなことを非常に希望し、熱意を持っておりまして、その点につきましては御了解いただきたいと思ひます。

○湯山委員 田中政務次官、あれでわかりになりましたでしょうか。

○田中(啓)政府委員 実は前にも聞いておりましたし、今も聞きまして大体はわかりましたが、御指摘のように相当ずさんなところもあると言わざるを得ないと思ひます。先ほど長谷川さんから言われましたなま牛乳の使い方など、これは二十二万石と申しますと、

生徒一人で二斗ずつ飲むとしまして、一石は五人が飲めるわけですから、百万人という数字になるわけですから、そうすると、なま牛乳を飲んでまた脱脂ミルクを飲むわけでもございまいか、百万人は数字が違つてくる。それを百万人と勘定するか、これまで入つて二十二万石の予算を立てても、半分も使われぬ例もありまして、それから一応脱脂粉乳はやるものだと勘定したというのでありますが、ものの配給の計画を立てるに於いては、どうも御指摘のようにならぬと思ひます。漸次改善をいたしていきたいと思ひますし、また学校給食会、これは全国の府県の部分であります。これは御趣旨のうちに全額、この活動費、運営費というものは国が持たなければ、どうもおかしいことなるであらう。ことにできるだけ父兄の負担というものを軽減をしていこうというものが、今度の予算措置の一つの大きな理由、動機になっているわけでございまして、その点は国全体の予算という問題でありまして、簡単に実現するとは思われませんが、私も私ども努力目標でやるべきだというふうに考えておる次第でございまして。

○湯山委員 政務次官がそういうふうな御答弁ですから、これだけずさんな予算というものは、おそらく日本の大蔵省ではやらぬことだと思ひます。非常にこの計画はずさんだということ。

それから今特に次官がおっしゃったように、文部省はこういうことになれていない。あるいは学校給食会を含めての御答弁だと思ひます。それなら人をふやして、給食事務費の補助をうんと多くしないとできないはずなんです。ところがこつちの方は、今のうちに実際に物価増に對する一割、ちょうど一割ぐらいしか、三百五十万しか予算になつていない。能力が低いといふことがわかつていながら、事務費はふやしてはいない。実質ふえていないのです。額はふえておりますけれども、実質活動費がふえたということになりますまい。これでやれといふのは、ますますずかしい相談だと思ひます。それからまた今の点でございまして、これは大臣認められたから申しませんが、これも、現在給食していない学校の新たな生活扶助、要保護の父兄負担の持ち分、これは予算化されていらない、そのうすね、局長。

○前田(充)政府委員 これはできるだけ、大臣がこの前申されました通り実行したいと考えております。

○湯山委員 これはすることはわかっているのです。大臣もやるといつていていない、こういうことを申し上げておるのです。今の段階では予算化されていらないでしよう。

○前田(充)政府委員 予算の積算の中には入っております。

○湯山委員 ですから、ああいうふうになく穴だらけです。もつとこれを質問を続けていけば、大へん問題が多いのです。ですから、こういうので実施せよといつても、末端がはたしてできるかどうか、そういう懸念を持つて

おります。さらにお尋ねいたしますが、今の問題はそういう非常に予算的にも欠陥が多いといふことを指摘するにとどめて、次は輸入計画です。今もいろいろ申しておりましたが、三十八年度の輸入計画は十万吨ともいわれております。今紹介したのは十万吨だ。それから八万五千トンということもよくいわれております。一体幾らの輸入計画を持っておられるのですか、正確な数をお示し願ひたいと思ひます。

○前田(充)政府委員 輸入計画は八万五千三百七十二トンの予定をいたしております。

○湯山委員 今十万吨輸出できるかどうかという問い合わせをしたというのではございせんか。

○前田(充)政府委員 十万吨という輸入計画ができるかというところは、アメリカに電報で聞いた数字でございまして、実際の私どもの輸入計画は八万五千三百七十二トンでございまして。

○湯山委員 本来粉乳輸入をするというのには、国内のもので不足する、足りない、それを輸入するのだ、これが建前だと思ひますが、その建前については、これはだれにお尋ねしたいのか。やはり所管省の政務次官にお尋ねするのが妥当だと思ひますが、国内産のものでは不足する。その不足のものを輸入する、こういう建前でなければならぬと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○田中(啓)政府委員 八万五千トンと申しますと、内地産と比べまして不足するなんという数字では実はないわけでございます。今、内地産の数字は、ここに農林省から出ておられます。

からお答えになりましようが、これはもう少しでも国産でやりたい、こういうことで入れる。これはどうやってみたところで、大部分は輸入でやらざるを得ない情勢でございます。

○湯山委員 それでは国内産の脱脂粉乳の生産量は、一体幾らになっておるのでしょうか。

○村田政府委員 国産の脱脂粉乳の年間生産は、大体一万五千トンでございます。今、当面議題になっておりまして、三十八年度の学校給食用として、予定をされるであらうと思われまします。御承知のように、畜産振興事業団が、従来から三千トンの輸入脱脂粉乳をかかえております。それとたいてい買入れの発行中でございますけれども、先般米災をいたしてございます。国産の脱脂粉乳の畜産振興事業団買入れをいたしてございます。その買入れ見込み数量が二千トンに相なりまします。当面学校給食用に回し得る国産脱脂粉乳といたしましては、両方合わせまして約五千トンにならうかと存じます。

○湯山委員 そういうことではなくて、現在生産が一万五千トンあれば、その中のたとえば五千トンを学校給食用に回す。それと現在の手持ちの五千トンと合わせれば、少なくとも一万トンは国内産で使えるのではないかと。さらに一万五千トンの生産の中でもっとそれからとっていけば、こんなに八万五千トンというふうなものを輸入しなくても済むのではないのでしょうか。

○村田政府委員 国内でできます全体の数量の一万五千トンのうち、ほとんど大部分は国内の需要に、いわゆるコマール・ベースで需要のあると見ていい商品であらうかと存じます。その中から優先的に学校給食用として幾ら押えていくかという、コマール・ベースを離れて、学校給食用のための計画配分を幾らにするかという問題になります。これはまた別途、よほど慎重に具体的な数量計算をし、計画を立てて参らなければならぬと思っております。これはただいまのところは、まだそこまでの検討はいたしておりません。

○湯山委員 もう三十七年度もわずかで、ですから当然そういう計算がなされていなければならない。今になってまだそれがなされていないというふうなところに、問題があると思うのです。これはなま乳の場合も同じです。そこで今大抵もおっしゃっておられましたが、値段の問題だ。国内産が使えるか使えないかは、値段の問題だとよく言っております。脱脂粉乳の輸入価格は幾らになっておりますか。

○前田(充)政府委員 一キロ当たりで申しますが、米CCCで、米国海岸渡しで三十九円六十八銭という見積もりをいたしております。

○湯山委員 それから国内産は幾らくらいにつくのですか。

○前田(充)政府委員 国内産につきましましては、畜産振興事業団の売り渡し価格、大体県のオン・レール渡しというふうに考えておりますが、これを約二百六十円と私どもは予定をいたしております。

○湯山委員 同じ脱脂粉乳が国内産は二百六十円、それから向こうから来るのは約四十円ですね。どうしてこんなに開きがあるのですか。

○前田(充)政府委員 今三十九円六十

八銭というふうに申しましたのです。が、日本へ渡りまして、ちょうど学校に渡ります価格になりますと六十三円六十四銭になります。その間、輸入、それから日本学校給食会から県まで、県から学校まで、こういう段階があるわけですが、先ほどの国内産と比較する場合になりますと、それで言いますと五十六円七十銭というふうにお考えいただきたいのでござい

ます。

○村田政府委員 国産脱脂粉乳は、ただいま畜安法の規定に基づきまして安

定下位価格をきめております。またそれで事業団が買入れをしておるわけ

でございまして、安定下位価格は十二・五キロ当たり三千四百円に規定されております。従って大体トン当たり

二十六万四千円あたりになるかと思

いますが、そういう価格になっておるわけでありまして、なぜそんなに違ふかという御指摘のようございまして、御

承知のように、これはもう湯山先生の方がよく御存じでございまして、畜産物価格安定等に関する法律の所定の

手続に従いまして、ただいま安定下位価格はきめられておりますが、おおむね過去の取引価格を基準にいたしまして、それに生産コスト等の要素を加味

いたしまして、価格がきめられておるようなわけでございまして。

○湯山委員 価格のきめ方をお尋ねしておるのではなくて、アメリカでは大

体今の御答弁でトン当たり四万四程度です。トン当たりで申します。これ

らの単位は大抵トンかキロかでおつ

してござい。アメリカから来る分は大抵トン当たり四万四、それから今日本のはトン当たり二十六万四千

どうしてこういう開きがあるかという

ことをお尋ねしておるのです。

○前田(充)政府委員 このトン当たり

四万四という価格はアメリカのCCC

で、特別価格になっておるわけござ

います。かような意味で安いというこ

とが言えると思ひます。

○湯山委員 そういふ説明では了解で

きないのです。というのは、文部大臣

は、値段の方の問題もある、値段も安

く手に入る、父兄負担が増大しない

というふうなことであれば、国産を使

う、こう言っておるのですから。そう

すると、向こうは特別な価格だとい

うけれども、どうして特別な価格がそ

んなに安いのか、またどうしてそんなに

安い価格で輸出ができるのか、それに

比べて日本はどうしてこんなに高いの

か、どうすればこういうふうになくす

ることができるか、当然研究してお

られるはずですが、その内容をお示し願

えればいいわけですか。

○前田(充)政府委員 特別価格とい

うのは、余剰農産物でございまして

で、国の補助があるわけでございます。

○湯山委員 それではこういうことで

すね。大体生乳の原価についてはそ

んなに違わぬ。ところが日本の場合

は、それに対して補助なり助成なり

、そういうことをやっていないからこ

ろに高いので、アメリカの場合は余

剰農産物として、政府がたぶん金を出

している、それでこういうふうにな

いのだ、こういうことですね。

○田中(啓)政府委員 文部省の所管外

のことにわたるやもしれませんが、

も、これはまあむしろ田中参議院議員

としてお聞き願ひたいようなことにな

るところ、生牛乳ではそう違わぬのだ

が、特別の事情あって、今入手し

としておる脱脂粉乳は、このように

いのかという御質問でございませ

が、生牛乳でも差があるであらう。そ

れは御承知のように日本へ入っており

ます。バターとかチーズとかいうや

なもの、日本の値段に比べますと、こ

れは市場価格から見まして、生産費

から見まして、半分ぐらい、あるいは

それ以下だと私は思っております。

それぐらい生産費と申しますか、牛乳

並びに乳製品に差があるのではない

す。もし脱脂粉乳が高い安いという議論になるのなら、その前に政府がどれだけ金を出しているか、この議論が要るわけだと思ふのです。だから高ければやらない、国内産のは高いから問題があるのだ、ああいう御意見はこれは間違ひで、日本の政府の努力が足りない、金を出さないから高いのである、こゝうはつきりおっしゃった方が、私は実態がよくわかつていいと思ふのです。そうでないとおとから私、結論として申し上げることに合つてこないので、政府がやる気になればやれる。そのお手本はアメリカだ。実際にはそういう原料乳を使って——バターにしてもそうなんです。今の脱脂粉乳なんか特にそうです。そういう点は、これは特に農林政務次官も文部政務次官も、お二人ともお認めにならなければならぬと思ふのですが、いかがですか、お二人にお尋ねします。

○田中(啓)政府委員 実にはアメリカの生牛乳並びに原料乳の生産費のレベルと申しますか、あるいは市場価格というものを、現実にはたいたいのところ、はなはだ恐縮であります、確かに政府の金の出し方が足りないといふことは、もうこれは今のCCCから入手するものの価格を調べて見れば、まことに明瞭なことではございませう。これはやはり国の予算全体の問題になるかと思ひます。問題はもつぱらそこに帰するであらうといふことは、私も同感でございます。

○津島政府委員 どうもこの五万七千幾らという安いアメリカの価格には、政府の非常な補助が入つておるといふことは申し上げるまでもないのであり

ますが、これとたいたいま日本の製品とを比較いたしますと、非常な相違がある。それで日本の政府でも、この粉乳に対して思い切つた措置をとれば、向うのものともパランスがとれるではないかという御せでございしますが、金額が非常に開きがありますので、そのお話を点ばかりありますけれども、なかなかそのお話しに、現在の時点では近づくことは非常に困難なことではないだろうか、かように考える次第であります。

○湯山委員 両政務次官とも、その差ができたことは、政府の負担の大小によるのだという大きいところはお認めいただいたので、それはそれだけにいたします。

次に、そこで学校給食に使うのだというので、特別な配慮が価格になされていくかどうか、アメリカ側で、この点をお尋ねしたいと思ひます。それをお尋ねする資料として、外貨予算の割当の場合に、これは大蔵省もお見えになっておられるようですが、どの省からでもつけようですけれども、学校給食用ならば、外貨予算はトン当たり幾ら、それからえさ食用ならば幾ら、一般用ならば幾ら、こういうような區別があると聞いておりますが、區別があるのかないのか、それは幾らになつておるのか、これを御答願いたします。

○田中(啓)政府委員 ただいま今の外貨割当の単価の違いの説明できるものがありませう。

○湯山委員 これはあとで明らかにしていただかなければならない問題ですから、お願いしたいと思ひます。そこで私がこういうことをお尋ねす

るのは、今の大体トンあたり百十ドルというのは、これはことしだけでなくて、ずっと数年前からこういう状態ではございませう。昭和三十六年度もやはり大体今のような値段、つまりトン当たり百十ドル程度で入つておるわけではございませう。

○前田(充)政府委員 三十五年度、六年度でございしますが、三十六年度は五セプトというところになっております。六年度は途中で変わりました、三・五セプト、四セプト、そういうことになっております。

○湯山委員 そうすると、前はもつと安かつた。三十六年度は大体これに近い、こういうことですが、実は農林省の方からいただいた資料では、そういう値段になつていないのです。ちよつと資料を持って参りますから……これは農林省でいただいた資料で、三十八年二月五日の資料です。それによりまして三十六年度の、これはどういう資料かと申しますと、主要農林物資の品別、国別輸入実績表です。それによりまして、昭和三十六年にアメリカから入つた脱脂粉乳の量は二万九千四百七十一トン、支払った金額は八百七十五万八千ドル、こうなつております。これで割つてみますと、大体二百九十七ドル、これくらいになつております。これはどういふわけなんでしょうか。このほとんど全部は学校給食用でございませう。その学校給食用の脱脂粉乳が、今文部省の方でお聞きしたのでは、明らかに百十ドル、今度なんか高い方で、以前はもつと安かつた。ところが農林省の方からすると三十二年からの資料をいただいておりますので見ますと、いずれも二百五十ドル以上、そうなつ

ております。これはどつちかが間違ひではございせんか。昭和三十六年に八百七十五万ドル、こんな金を日本からアメリカに払ひましたか。これは前田局長、どうですか。こんなに金を払ひましたか。脱脂粉乳代として八百七十五万ドル、こんなにお金を払ひましたか。

○前田(充)政府委員 私どもドル外貨の關係がどうなつておるかは、私の方としてはちよつと申し上げかねます。

○湯山委員 これはきつめて重大な問題ですよ。今おっしゃつたのは百十ドル程度で今度も入つておるのです。ところが農林省の方で出しておられるこれによると、一トン当たりが二百九十七ドル、こうなつておるのです。何でこんな違いができておるのですか。実績ですからね。

○村田政府委員 農林省の方から提出いたしております資料につきましては、ただいま私、手持ちをいたしておりませぬけれども、農林省と文部省の御説明との食い違いにつきましては、至急その食い違いの原因を突き詰めて、後刻別途御報告させていただきます。

○湯山委員 別途では困るので、今値段の問題を議論しておるのです。農林省の方は輸入実績として今のように入つたり大体二百九十七ドル、そういう計算で出しておられます。これはオーストラリアから入つたのも二百五十二ドル、カナダからは二百六十五ドル、アメリカからは二百九十七ドル強になつておる。実際に払つたのは今のように入つたり大体二百九十七ドル、四セプト、五セプトというのですから、これは百十ドル以下です。こんな大きな食い違いがあつて一休いいので

すか。どうしてこんな食い違いがあるのですか。

○田中(啓)政府委員 輸入統計の方のことはよく私にはわかりませんが、文部省の方としましては、学童給食用にどれだけ輸入して、幾ら円を払つたかということは明瞭でございませうから、これはもう学童給食用が幾らで入つておるかといふことはわかるわけではございませう。

○湯山委員 田中政務次官、学校給食用以外に入つておる脱脂粉乳というのは、数量は知れております。今年度も緊急輸入があつたのと、あとどれだけか入れるというのをとめたはずで、せいぜい二、三千ドル内外ですから、この三万トン近いものはほとんど学校給食用のものばかりです。その単価は幾らになつておるか。これには数量もこまかい数量と、そして払つたドルも正確に出ておる。これはこのときだけの間違いなら、ミス・プリントだと思ひますけれども、そうでなくて、さかのぼつてずっとそうなんです。これはどこかに何か理由がある。なければこんなにならないはずで、これは農林省の方はいかがですか。これは農林省から出しておるのですよ。

○村田政府委員 農林省の方から提出いたしました資料にも、何か根拠があるはずだと存じておりますが、ただいまその調査を至急やらしてまいりますので、後ほどお答えさせていただきます。

○湯山委員 委員長、この問題が処理できないと——今のように入つた粉乳の単価が、農林省と文部省ではそんなに違ふのです。これではちよつと次の質問は続けられませぬので、その説明があるまで質問を留保い

たします。

○村田政府委員 ただいま湯山先生から御指摘のご意見を先生のお手持ちの資料を今拝見いたしましたところ、これは農林省の経済局から提出になっておるようでございます。ただいま至急に経済局にその資料の出した基礎に基づきまして問い合わせをしておりますので、しばらくお待ちを願いたいと存じます。

○床次委員長 湯山委員に申し上げますが、ただいまお答えいたしましたような工合でありまして、農林当局において調査いたしておりますので、その間他の御質問を願えますれば、継続していただきたいと思います。

○湯山委員 それからさきお尋ねした外貨割当の単価も、今のようには学校給食については幾らというように、外貨予算を組むときにそういうことはなされておると思ひます。これも私の調べたところでは、数年前には学校給食用はトン当たり百四十ドル、えさ用は二百十ドル、一般三百ドルと段階がついておったようですが、これは今はどうなっておりますか。学校給食用粉乳というものの性格を明らかにするために、これもぜひ御答弁願わないと——先ほど留保されておりますので、もしおわかりになったら、これもお示し願ひたい。

○前田(充)政府委員 私の方のあれはトンで出ておりませんで、恐縮でございますが、これはCCCに買った場合に、別なものを買っておりますので、ちよつと値段がいろいろございまして、三十三年度三セントと四セント、三十三年度四セント、三十四年度三・五セントと四セントと四セント、三十三年度において三・五セントと四セント、三十六年度において五セント、こ

ういうふうな、ポンド当たりでございますが、単価で買つたのでございまして、湯山委員 それは学校給食用の単価で、今の御説明でそれはよくわかりました。しかしあとの比較をしないと、こちらは質問ができないわけで、えさ用の場合の今の単価がどうなっているか、それから一般用がどうなっているか、この二つについても一つ御答弁願ひたい。

○村田政府委員 輸入脱脂粉乳を一般にコマ・シヤル・ベースで入れます場合には、関税もかかりまして、先ほど申し上げましたように、コマ・シヤル・ベースで入れます脱脂粉乳は、関税込みでトン大体十一万くらいに相なっております。

○湯山委員 そうすると関税二五%を引いた額が、大体えさ用の輸入価格で

○村田政府委員 さようでございます。

○湯山委員 ところが私が今申し上げましたように、従来はそれにまた段階がついておったようです。それは学校給食が百四十ドル、これはずいぶん高過ぎると思ひますけれども、それからえさが二百十ドル、一般が三百ドル、これが輸入価格です。これは一般用にはさらに税金がつく、こういうときが

あつたのです。何年ですか、ちよつとわかりませんけれども、今これについてはどうなっておるだろうかというところをお尋ねしておるわけで、大休文部省の方のわかりました。見当がつきます。それから他の方が見当が立たないので、それを一つ御答弁願ひます。

○村田政府委員 畜産局の関係といた

しましては、国産の脱脂粉乳が不足すると見込まれました際に、輸入いたしました一般の脱脂粉乳の輸入価格は、先ほど申した税込みで大体十一万円、それからえさ用等で、これは関税がかかりません場合にはおおよそ九万円前後になろうか、かように考えております。

それから先ほど御指摘になりました輸入脱脂粉乳の単価でございますが、ただいま農林経済局に連絡をとりまして、あそこ十分くらいで御返事申し上げます。ちよつと速記をとめて。

○床次委員長 あと他の質問はお願いできますか。

〔速記中止〕

○床次委員長 速記を始めて。湯山委員に対する農林省側の答弁は、資料の到着を待ちまして行なつていただくことにいたしました。文部大臣が参りま

したので、文部大臣に対する質疑を行ないます。足鹿登君。

○足鹿委員 時間もよほどたつておりますので、軍刀直入に荒木文部大臣に学校給食の基本方針について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

去る二月十三日の予算委員会におきまして私のこの問題に対する質問につきまして、大臣はある条件が整備されてくるならば、国内産の牛乳等の学校給食は最も好ましいことであるという明確な御所信を發表になりました。私も当日時間がありませんので、それだけで一応後口に質疑を留保したわけであります。幸い学校給食会法の一部改正が文部委員会において御検討になつておりますので、この際私も農

林委員の立場から若干お尋ねをいたし、さらに先般の御答弁をもう少し掘り下げて検討し、御所信を伺いたいと思つております。

そこで御存じのように、昨年の十二月十一日に大手四メーカーが一斉に乳の一方的引き下げ通告を行ないましたことに端を発し、政府は二月一ぱいをもつて約二十億近い乳製品の滞貨の買い上げも行なつておりますが、いまだにその一方的な乳製品の引き下げについての撤回または中止の措置について具体的には手を打つ解決をいたしておりません。これは非常に私も遺憾に思ひますが、農林省がそういう動きをせざるを得なくなりました大きな問題は、去る二月七日の農林水産委員会の決議に基づくものでありまして、その際私どもは六項目の決議をいたしました。その一項については「乳製品の畜産振興事業団による買入れをすみやかに完了し、乳価値下げを中止する等事態の正常化を図るよう指導すること。」なお右の方針に協力しない乳業者に対しては農林漁業金融公庫からの融資を停止する等行政上の措置をも検討すること。」という、かなり強い方針を、しかも農林委員長みずからの御提案によつて異例の決議をいたし、事態の收拾をすみやかに政府にしていた

所管大臣としてその後いかような対策を検討しておられますか。この際基本方針が明らかでありますならば、従つて先般述べられた国内産牛乳乳製品の季節的な変動あるいはその不安定性あるいはは価格といったような点をどう措置すれば、大臣が期待しておられるような国内産牛乳あるいは乳製品による恒久的な学校給食が制度的に可能であるかという点について、御所信のほどをまず当初に伺つておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 先日お答え申し上げたことを引用してお尋ねでございますが、予算委員会でお答え申し上げた通りと考えております。繰り返して申し上げます、季節的な変動というものがなくなつて、一定量が年間を通じて必ず学校給食に向けられる。さらに値段が現状よりも——現状と申しますのは、今度の脱脂粉乳について申し上げることにいたしますが、父兄負担がふえないという前提条件が満足されますならば、何も好んで外国の製品に依存しなればならぬということはない。ただ問題は、脱脂粉乳でミルク給食を計画したしておりますので、脱脂粉乳というところにいたしますれば、量的には私の承知しますところでは全部を提供していただかなくても、数カ月分を出ないであらうと思ひますので、実現困難、むしろ不可能であると考えます。なま牛乳ということになりますれば、予算の考え方そのものを根本的に変えないことには直ちに切りかえることは数字的に困難でありますこと、なま牛乳にいたしますれば千八百万の児童生徒に一斉に全部なま牛乳給食を始めるとしますれば、私の聞かされま

した数字で言うならば、現在の国産なま牛乳全量の半分近いものがこれまた安定して学校給食に年間を通じて回されなければならぬという条件が満足できるかどうか、及び値段の点において相当困難性があるのではないかと、このように現状としては思っています。

ただその後どうしておるかというお尋ねでございますが、直ちにどうという具体的ことがこの年度内に、あるいは来年度内の事柄として結論が出かねる時期でもございますから、それは不可能だと存じておりますが、先日農林大臣からも、事務局同士でよく将来に向かつて相談し合おうじゃないかというお話がございまして、その線に沿って事務局同士は将来の問題をどう解決すべきかについて打ち合わせ中でございます。

○足鹿委員 これは申し上げるまでもなく大臣も御存じでありましようし、農林省と厚生省、三省で去る十八日協議の結果協議設置が実現をし、二十三日には第一回の協議をされたという聞いております。それは酪農振興法第二十四条の三に「国は、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることに、酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳及び乳製品について、これを学校給食の用に供することを促進するほか、集団飲用を奨励し、流通の合理化を促進するための援助を行う等必要な措置を講ずるものとする。」となっておるのであります。現に学校給食が行なわれ、またアメリカのCCCの放出脱脂粉乳の大量輸入が計画をされて、新しく小・中学校の全員に対する給食が考えられておる、また酪農法に基づくこういう規定があるにもかかわらず

ず、私が先般も指摘しましたように、厚生省関係の食品衛生法あるいは環境衛生法等を検討してみますと、若干の緩和と通達等は出ておりますけれども、事実上においては牛乳が希少価値を持つておった昔の規定がそのまま温存されておる。これは通達等では解決がつかぬのです。これらを早急に御解決になれば、父兄負担の価格の問題あるいは季節的な供給変動というようなことも自然と解決がつくのであります。年度をまたぎ、制度化的に踏み切るといふ結論をまず目標に置いて、そしてそれに必要な措置をこの三省の連絡協議会で御検討になっておるのであります。ただ、非常に今酪農の問題がやましまし、だから一応一つの協議をしておかなければならぬというやうな程度では、この問題は解決がつかぬのであります。そういう点については、特に大臣の御出席をわれわれが待ったということは、今回の学校給食会法の一部改正などは末梢の問題でありまして、これは根本の問題でありますので、これは閣務大臣としての文部、農林、厚生、大蔵、この四大臣等が少なくとも一つの目標を置いてそこに踏み切つて、それに必要な措置を講ずるということではなければならぬと思ひます。もちろん今の日本の酪農の現状をもつてしまつては、全量を直ちに来年度から実施する実情でもございませぬし、私もさうな無理なことを申し上げておるのではございませぬ。ある一つの計画のもとに漸次これを国内産の牛乳または乳製品に切りかえていく、そういう明確な目標を立てて、そして年次的に具体的にこれを進めて

いく、それに必要な措置を講じていくというところでなければ、この三省連絡協議会のできた趣旨というものは達成できないのではないかと思ひますが、大臣として、一番あなたがこのことは熱望され、またこれが実現できますならば、直接間接に日本の酪農に寄与することは大でありますので、その点から、あなたがほんとうに政治的な立場から、閣務大臣としての断を下され、そして明確な方針のもとにこの運営を続けていかねなければならぬと思ひますが、その点、まだできて日も浅いこととありますから、どれだけの成果が上がったかということについては、こまかいことについては私は申し上げませんが、大まかなそういう方向というものをして、そして年次計画を立てて、それに必要な措置はこれとこれだといふことを御明示になって、そこで初めて問題は軌道に乗るのではないかと思ふのであります。そういう点について御所信を明らかにしていただきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 おっしゃいますその大体的方向については、いささかも異存がございませぬ。ただ実行ができるかどうかという点に問題があるうかと思ひます。それは、すでに脱脂粉乳によるミルク給食という建前が臨んでおりまして、その計算もとの予算を計上いたしまして御審議を願つておるわけでございます。脱脂粉乳の形で国産品でまかなえる限度のことを、同じ条件で父兄負担をふやさないやり方で安定して提供してもらえないならば、脱脂粉乳に關する限りにおいては国産品が使える、実行にこいう考へ方はあり得ると思ひます。しかし国産品に対して、農林省の立場においてどういふうな具体的措置が必要であるかは私もわかりませんので、それまで含めてはむしろ申し上げられませんが、結果が今申し上げるやうに、繰り返し申し上げれば、量が足りないことは明らかですけれども、国産品で許される分量を必ず学校給食のために充てていただけるということ、及び値段が、今予定しております値段よりも高からざることを、品質は同じだと想像しますが、そういうことである限りは、国産の粉乳に關します限りは、中に取り入れて実施するということは不可能とは思ひませぬ。なま牛乳となりますと、なま牛乳を飲ませる設備が、脱脂粉乳の場合よりも、金銭的にも張りましますし、容器等につきましても、おのずから違つた構想がなければならぬかと考へるのでございしますが、それらの事務費と申しましようか、準備費、それと値段の点において、脱脂粉乳によるミルク給食ならば、一千八百万の児童、生徒に一律に一応給食ができるという計算が成り立ちますけれども、なま牛乳の場合、今農林省から酪農奨励の意味において出されております補助金の範囲内において國が援助をいたしましても、父兄負担は脱脂粉乳の場合よりもはるかに高くつくではなからうかと推定するわけでございます。その関連において、三十八年度直ちに國産なま牛乳を学校給食に回していただける確実性がありましても、実行上困難な条件がいろいろあるんじゃないか、こいうふうな想像するわけでありまします。それらも含めて、關係各省相談しますことはすでにやり始めておりますし、やつていくべきものと思ひます

が、先ばしつて結論したいなことを申し上げるのとは思ひますけれども、なま牛乳に關する限りは、三十八年度に実施することは困難ではなからうか、今のところはそう思ひます。ですから、むしろ三十九年度以降に對して、もっと落ちついてじっくりと農林政策の立場におきましても将来の見通しを立てていただいて、その線に立つた具体的な相談に基づいて、なうことなら輸入脱脂粉乳に依存する度合いを漸減していく具体的なコースを定めるといふ考へ方のもとの相談はあつてしかるべし、かように思ひます。

○足鹿委員 だいが前進した御答弁を聞いたわけでありまが、価格の点、それから供給の継続性といひますか、そういう点を非常に御懸念になっておるやうであります。現在でも農林省は八億円の予算をもつて、補助金一合当たり三円七十銭、補助金を差し引いた供給単価は四円五十銭から大体五円でございます。これは輸入脱脂粉乳食料と比べますと非常に大きな差がついておるやうにお考へになります。大臣、これはよく考へてみますと、先ほど田中政務次官もここで湯山委員に御答弁になっておりましたが、アメリカのなま牛乳一合と日本のなま牛乳一合の価格というものは、さう大きな変化はありません。大体似たり寄つたりであります。欧州各国においても、さう大きな著しい相違はございませぬ。要するに、向こうはCCCで価格支持制度によつて買ひ上げて國費を投入し、放出するにあつてまた奨励金を出しておりますから、實際においては安く来ておるのであります。従つて、その八万五千トンの脱脂粉乳を日本へ受け入

れることによつて、アメリカは、日本における脱脂粉乳、乳製品等の大きな市場を確保することが出来るわけであり、その結果は、日本の酪農を圧迫し、特におそらくことしやうてらんなさいとわかってますが、学校給食の全面開始によつて、いやうちの子は学校で牛乳を飲んでおるからというわけで、家庭向きて牛乳消費も減退されるのではないかと、もう一つ、関連して憂慮されると思います。そういうふうな状態を考えたならば、この際二元論的、一方では農林省は八億の予算をもつて進み、一方は四十億の予算をもつて文部省は進んでおるといふような事態が現実であります、今さら本年度中に直ちにこれが解決するとも考えません。少なくとも三省協議会が設立をされ、計画が立てられ、そして必要な条件を検討して、三十九年度以降計画的に国内産にこれを切りかえていくための方針を打ち出す、こういうことを前提としないこの三省協議会というものは、ただ単なる事務の連絡会議にすぎないのではないかと。大臣のその構想を裏づけるための三省協議会であるかどうか。いま一つは、国内牛乳あるいは乳製品をもつて学校給食を促進していくというその制度化へ踏み切るという御所信を明らかにされ、その所信に基づいた具体的な内容の検討だ、こういうふうな理解をしてよろしゅうございませうか。間違つてはいけませんので、その点だけをほつきりしておきたいと思ひます。

うに、農林大臣から、事務当局よく相談させようじゃないか、よろうとあることではあるが、三十九年度から具体的に行行できる案をつくり上げるためと承知いたしてあります。その相談であることは、おっしゃるような方向に持つていくことに反対であるという意味じゃむろんございませぬ。学校給食面だけから申せば、父兄負担が少なういほどよろしい、カロリが同じならば、安い方がよろしい、そうしてまた安定しておればよろしいということから考へまして、そしてその原料をどこに求めるのなら、養護児童あるいは養護児童に對しては長年やってきておりますその経験に基づきまして、脱脂粉乳によるミルク給食こそ今申し上げた条件に合うであらうということに構想を立て、予算を要求し、御審議を願つておるような段階でございませう。もしおっしゃる通りになま牛乳に切りかえて、しかも計画的に、年次の何年計画でもって完全に国内産なま牛乳でもってミルク給食はやるんだという目標を立ててやるのなら、どうしてその基礎は、農林省の立場においての農業政策、酪農育成の政策の基木線が学校給食に季節的変動なしに必ず提供する、値段もなるべく安くするといふものもろの条件を整備するための方策が――はつきり私は申す能力がございませぬけれども、想像しますに、いろいろな角度からの問題が根本的にあろうかと想像するわけでありまして、そういうことがじつじつと検討されて、上で、初めて学校給食に信頼度を持つて切りかえるという段階が訪れるのじゃないか、こういうふうな想像するわけではございませぬ。今直ちに、おっしゃる通りの目標のもとに必ずやるんだ、そういう性格、目的を持った協議会に必ずするんだといふことは、私一人で申し上るかね。方向としての異存はむろんございませぬけれども、現実性を持つた結論的なことは申し上げかねるということをお断りいたします。

○足鹿委員 基本方針は堅持をしておる、一向変わりはないが、三省協議会が三十九年度を目途として国内産の牛乳等の学校給食を実行するための具体的な諸条件、対策を研究するものだとはいふ切れないという御答弁のようではございませぬが、三省協議会である一定の研究が進んで資料も整い、検討が進みましておるのではありませんか、これを三十九年度を目途として実施するよう内容に今後努力をしていける御方針でございませぬか。それとも成り行きまかせに、まあ検討させておくといふ御方針でありますか。その辺が私は事務当局に及ぼしていく影響も大きいであらうと思ひますし、また一般国民が、また酪農民がそういう点に大きな期待と注目をしておると思ひます。ですからそういう点は今は考へておらないが、近き将来において得る限りそういう目標に向かつて進むための検討をしていく、それができなければ、もう一度高度の一つの方針を検討する、対策を講ずる御方針があらうか、そういう点をもう少しはつきりしていただきたいと思います。○荒木国務大臣 おっしゃいます方向

をたどることにはいささかの異存もございませぬ。それが今までのなま牛乳のことを話を聞いてみますと、冬場は余るから学校給食にでも回そうか、夏場になればアイスクリームの需要が多いから高く売れるからその方へ回すといふふうな気分が今日にたどりついているように、私には理解されておるのであります。実情と違つたらばお許しをいただきますが、露骨に申し上げれば、学校給食はなま牛乳でミルク給食をやるとしますれば、季節の変動で、分量的にも質的にも変動があつたんじゃないか。これは当然の要請であると思ひます。値段が高くなつたり切れない、これまた当然堅持するべき一つの課題だと思ひます。従いまして、年間を通じてなま牛乳が千八百萬の児童、生徒に必ず提供される。業界の要望の大小によつて変動が絶対ないといふことが制度的に確保されるという保障がありまして、値段につきましても父兄側から見ても納得のいく値段がこれまた確保されるということでありまして、学校給食の立場からこれ申し上げる必要はないと思ひます。やはり児童、生徒、父兄側から見ても、なま牛乳を國産で飲める、新鮮なものが飲めるといふことは希望することであるはずでございませぬから、今申し上げた前提条件が満足される限りにおいてまことにけっこうなことだと思ひます。ただそれを実現するに於いて、先刻申し上げたように、私のしつと判断にいたしまして、相当な難問があらうか、それは横たわつておるんじゃないか、それはあくまでも日本全体から見ました

立の線に立つて考へるべき学校給食側の要望でもあるわけではございませぬ。私だけで確定的な政府の考えを申し上げることはちよつと僭越ではないか、こう思ひますので、以上の御答弁を申し上げておるわけでありませぬ。○足鹿委員 そうしますと、大臣は、かりに、学校給食を担当する機関のあり方等についてはどのような構想を持つておられますか。そももことしの大規模な学校給食の実施計画というものは、あらかじめ農林大臣と協議をし、その意見の一致を見た上で学校給食法の改正の手續なり、あるいは予算の計上が行なわれたものでないといふことは見ておるのですが、十分に御協議になつておるならば、やはり今大臣も御指摘になりました残りものの捨て場であつてはならないと思ひます。これは全くその通りであります。われわれが従来しばしば指摘した通りであります。従つて農林省が現在考へておる別途八億円の国内乳の使用による学校給食政策というものは、や残りものの処分傾向が強い。それから今あなたが考へられておることは、文部省と農林省、その他関係省と必ずしも協議をしたものではないが、しかし学校給食の本流を、あなた方はこれを通じていこうとしておると見受けられる。といふと、学校給食を担当する機関のあり方、いわゆる大きな機関のあり方にお考へになつておられますか。現在のこのような学校給食法という、会を通じてどこまでもおやりになつていこうとしておるのか、あるいはまた畜産事業団というものができまして、これは

おります。そこで完全給食をやっておりますところには、いろいろな設備等も一応整っております。足りませんのは今度の予算を通じて助成して整備する。学校給食をしておりませんところ、新たに始めますところには、実施時期を準備期間を除きましておくらせまして、準備した上で実施する、そういうやり方であろうという構想でございますが、御指摘のように、これだけの千八百万人に脱脂粉乳によるものとはいわぬがミルク給食をしますことは、画期的であり、今までの仕事量に比べれば、大へんだとむろん考えられますけれども、給食会というのは、その原料を末端にスムーズに配給するという機能が主たるものであると理解されますので、完全給食を各学校ごとにやっておりますでは格別驚くべき新事態ではないと理解いたします。初めてミルク給食をやりますところでは、そのことが幾らかめんどろでは、そのことが幾らかめんどろ、それが適当な準備期間を置きまして、設備等を整備してやります限り、処理はなま牛乳の場合よりは簡単だとは聞かされております。だとするならば、三十八年度実行することに不可能に近いような困難さというものは起こり得ないであろう、こういう推定をいたしておるのであります。さりとて将来にわたって完全給食まで持っていく建前での進捗しておりますから、現在の給食会の機能そのままでいつまでもやっていけるという考えではむろんございませぬ。ことに先ほど来お話がございましたような国産のなま牛乳を中心に、あるいは国産の脱脂粉乳を中心にしていく年次計画的な実施に移ると

しますならば、はたしてこれでよろしいかどうか、もっと他の角度からスミーズにやっていると機械を、かりに給食会を中心に考えたとしましても、そのためのあらためての給食法の改正の必要な時期が到来することは必然的なものだとも私ども考えるのであります。そういう際に、さつきちょっと触れましたように、今のままの性格でよろしいか、新たに畜産振興の立場から設けられておりましようが、その事業団の協力を得ながら、すなわち原料供給源としての機能を果たしてもらいながら、それを受けて、第三のあらためての機構に、純粋に学校給食を完全にして、それだけの機能も持たせながらの新しい構想があつてしかるべきではなからうかというところは一つの連想としては考えますけれども、その具体性ある案は現に持っておるわけではございませぬので、これも含めて事務当局で十分に相談しつつ前進していくための考案がなされてしかるべきじゃなからうか、かように思うのであります。○足鹿委員 大臣の御構想はまことに安易過ぎはしないかと思うのであります。実情を御存じになっておりますか。現在における学校給食にいたしましても、父兄から徴収しております給食費を取り扱う会計というものは、通常学校長の責任において管理をされております。この会計の全国総額は、最近のもので年間四百億に達すると推定をされております。このばく大な金銭は、いわゆる榮養士もない、給食担当の職員も不十分である、置こうと思つても父兄負担がかさまってきますからなかなか置けないという中であつて、

学校の先生方が鉛筆をなめながら本職の学校教員としての余暇に非常な無理をしてなさつておる。そうして子供たちのために奉仕をしておられる。こういうばく大な金銭が何らかの監督も受けておらない私会計的な処理をされておるところにも私は問題があると思ふ。いんや今度これが全国的に一斉に、そういうばく大な千八百万人を対象とした小、中学校の給食が始まるということになりまうと、ますます現在の先生方に大きな負担をかけていく結果になることは私は必然であらうと思ふのであります。現状を大臣は御存じかどうか知りませんが、念のために申し上げまうと、現在の場合、ちよつと古い資料でありますが、三十四年度の施設設備、備品購入総額が十二億一千八百万円、このうち公費支出がたつた七億九千万円で、経費の三五％に当たる残額の四億三千万円は父兄負担またはその他の寄付になつておる。それから学校給食の従事職員の人員費も父兄負担が非常に多い。昨年の三十六年五月末現在におきまして専務者三万七千五百九十九人です。そうしてこのうち四千七百三十四人、一二・七％というものはPTAが負担をしておるのであります。末端の実情はこういう実情であります。府県の学校給食会の業務費も全く父兄の負担となつております。こういう状態で、三十四年度決算では全国で二億五百万円の同会業務費が父兄負担となつておる。この点は行管がもうすでに指摘しておるのであります。あなたがやりになつておる現行の学校給食においてすらも、もう私が今指摘したような矛盾が露呈されてお

る。大臣が先ほど述べられたような基本方針をお持ちでありますならば、この実情に即しても現在のCCC八万五千トンを実施していく上におきましても、これは当然末端までの学校給食体制というものをいわゆる三省間において検討なさいます、そうしてまず当面の措置はこうだ、しかし将来の措置はこうあるべきだという方針を打ち出さずして、ただ漫然と従来の行きがかり上大体やれるだらうという甘んじたいお考えでは、私はこの問題は処理できないと思ふ。実際、私の今申し上げた数字の上からいっても、機構の上からいっても、矛盾だらけではありませぬか。あなたは口を開けば父兄負担、父兄負担と黒板に書いたようなことをおっしゃいます、父兄負担は、今私が指摘したような施設やあるいは学校給食関係の人員費等に国が全額補助をする、学校の先生方と同じような身分においてやはりこれを処理していくという方針がとられますことによつても、その金によつて父兄負担というのは実質的な学校給食を埋めて余りがあると思ふのであります。そういう点を十分御検討になれないまでも、大きい急所々々つかんでおいて、そして当面の対策と一つの学校給食の主体性といひますか、体制を整備していく構想といひますか、休制を整備していくべきである。もしあなたがこれで学校給食はどうにかやれるであらうというやうなことで、ただいまの御答弁を翻すに大きな矛盾がで、八万五千トンの消化ができ得なかつたときのあなたの政治責任は重大だと思ひますが、それでよろしゅうございませぬか。○荒木国務大臣 今御指摘になりました矛盾と申しますか、本来父兄負担になすべきものでないのが父兄負担になつておることは、学校給食のみならずほかにもございませぬ。ございませぬが、この学校給食なるものがないと普及する段階的なことは、今まで承知しているところによれば、当該学校あるいは市町村等におきまして自発的に完全給食を開始せられ、またその要望が具体的に起こつて、及ばずながら助成せねばなるまいということから出てきておる。ことにまた小麦粉に対します一円補助のごときは、突き詰めた実情から申し上げればあまりにも少なきに失するといふ矛盾もむろんあろうかと思ひますが、いずれにしても学校給食そのものの効果といひますから、制度が整備されるに従つて漸を追つて御指摘のような矛盾をゼロにしながらやっていくというそのテンポが、国の施策の方が遺憾ながらおくれおる。そういうことで今日にきておると思ふのでございませぬ。従いまして、今度の脱脂粉乳によりますミルク給食にいたしまして、お話しのような困難性が、おそろくはあなたがおっしゃることと私どもの感じることと程度の差があると思ひますけれども、あり得ると思ひます。にもかかわらず、ミルク給食を実施することの効果を第一義に考えまして、極力矛盾を防止する考慮を払いながら実施したい、かやうな考え方でございませぬ。

なお、詳しくおっしゃつたことに対して私もすべて承知しておるわけではございませぬのでお答えいたしかねる部分もございませぬ。できれば政府委員か

ろあつてか、ミキサーは国産品に切りかえた一部伝えられておりますが、それらに関連をいたしまして、この利益金の過去における処分内容、先ほど言いました、いわゆる不適品の自身、それから処理をした処理先、処理量、処理金額、そういった一連の——ただいまのような御答弁では満足できません。ですから、それを資料としてお出しいただきたい。農林委員会の方にもお配りをいただきたい。この利益金の処分方針いかな。先ほど湯山委員からも、非常な質問がありましたが、大へんな処分利益が出てくると思ひますし、ミキサーの問題と、三つ明らか

にしたい。○前田(充)政府委員 利益金の処分問題でございますが、利益金は八千六百万円ということに、三十七年度予定になっておりますが、これは翌年へ繰り越すわけでありまして、物資整理と申しますのは、ミルク及び水産カン詰等ほんのわずかがございますが、水産カン詰はおおむねあつせん物資でございます。業者から買入れたものが、そのまま業者の手によって県まで届けるような方式でやっておりますので、これは購入、農出関係はございせん。それからミルクだけが、保管料その他輸送料等が入るわけでございます。従つて、そういうものが買入れ価格にプラスされたもので決定をいたすわけでございますが、これは損も得もないようにやるようになっておりますが、しかし何を申せ、非常に金額が多いものでございまして、ただいま三十二億の中で八千万円という問題が出てきたわけでございます。そこで、これは特別整理いたしております、いわゆる

運営等と全く無関係に、特別整理をいたしておりますので、それが出ました場合には、それは翌年度に回るといふわけでございますが、それが必然的に子供に還元されていくわけでございます。従つて、児童に翌年に売る価格に入っていくわけでございますので、いわゆる不良品を売って入った収入は、全部また子供に返っていく、こういうような勘定をいたしております。○足鹿委員 資料としていただけませんか。先ほど言いました不適品の問題、それから来年度の八万五千トンは、從來から見た場合、いわゆる利益金は、どういふ状態にお見込みになつて

力になった点もあろうかと思ひますが、しかし、私どもの心配しているのは、これをすみやかに国内の牛乳または乳製品をもつて、十カ年計画等によつてこれを切りかえていくということとが本来の趣旨でありますので、そういう趣旨から御質問を申し上げておるわけでありまして、そういう点で、国内生乳使用の立場に立っている農林省は少なくとも残品処理的な考え方を一掃するということ、それから荒木さんは、国内牛乳や乳製品を十カ年計画から十カ年計画でもつてこれを学校給食に切りかえていく、価格その他については事例は幾らでも申し上げますが、方法はございまして、ございまして、きょうはそういうことはいふことは申し上げませんが、そういう点で農林省とこのたびはあらためて協議をして受け入れるという態度ではなかつた。少なくとも本年の実情から出発して一年

ばつたりでやめるのか、あるいは将来にわたつて継続されるのか、継続するにしても、現状のままではわれわれは納得できません。でありますから、農林省と協議をして、そして二元的な現在の学校給食を改めていく方針であるかどうか、これは文部、農林両大臣から御答弁をお願い申し上げたいと思ひます。少なくとも学校給食に対するところの基本的な関係が一木となつた体制をこの際早急に打ち出すために努力をする、そしてできる限り三十九年度を目途として漸次学校給食を国内産に切りかえていく、この基本方針を明らかにされることを期待いたします。○荒木国務大臣 基本的なものの考え方につきましては、先刻も申し上げた通り、予算委員会でお答え申した通りに考へております。むしろ学校給食は全部の完全給食に向かつて前進していきたいと思ひます。脱脂粉乳によりましてミルク給食、これも続けていきたいと思ひます。ただし、今もお話がありました通り、学校給食の立場からは当然に出てきませんけれども、日本人の一人として考えました常識論からいつても、国内産原料で学校給食がで

きるようには一日も早くなることを希望することは当然でございます。この前も申し上げました通り、国内の体制が先刻申した条件を整備しつつ進行するに依つて原料の輸入が漸減するような方策を立てて、着実に前進するという構想のもとに具体的努力が払われるべきことは当然のことと心得ます。○津島政府委員 お答え申します。きょうはいろいろ足鹿先生の御議論と、それから文部大臣のお考えを承りまして、学校給食が漸次国内産の牛乳と生乳にかわるべきものであるというようなことを承りまして、畜産振興の立場にありまして農林省といたしましては、まことに心強く感ずる次第であります。しかしながら、それをただ喜んではおられぬのでありまして、その実施に関しましては、いろいろ大きな責任を負わされたような感じが深くいたすのであります。大臣も余りものを配給するようなことではいかぬという話でありまして、全く同感でございます。どうしてもやはりコンスタントにこれを続けるという工夫を今後して参らなければならぬと思つたのであります。せっかくこの方針に向かつて農林省は努力を尽くしたいと存するので

あります。○湯山委員 答弁をいただく前に、文部大臣にちよつと経過を申し上げておきたいと思ひます。今の質問の経過は、児童給食を全面的に実施されるということについては大へんけっこうですけれども、これと取り組む政府の心がまえ、体制には非常に不安な点が多いということを申し上げました。それは予算の面から申しましても、あるいはその他の面から申しましても、ずさんな点が相当目につきます。これは政務次官もあるいは事務当局もそういう点があるということ

を認められた点でございますが、それをやつていくためには、よほどしっかりとやつてもらわなければならないといふことから価格の問題に就いて参りまして、文部省の方で購入してある価格と農林省の方でいただいた資料とは非常に大きな食い違いがございまして、そこでその食い違いを今お尋ねしておる段階でございます、その答弁を事務当局からいただいて、それから文部大臣にいろいろお尋ねいたしたいと思ひます。○村田政府委員 私からお答えするのは筋違いなのでございまして、ただいま湯山先生の御指摘になりました農林省農林経済局から提出をいたしております資料は、ただいま経済局の方に連絡をとりまして伺ひますと、この資料は大蔵省の通関統計を編集したものである、かように申しております。編集したものに日本貿易年報というのがある、さうでございます。それに基づく数字であるという回答でございます。御承知のように通関統計は、輸入価格そのものが記載されないで、通関の際

運賃等と全く無関係に、特別整理をいたしておりますので、それが出ました場合には、それは翌年度に回るといふわけでございますが、それが必然的に子供に還元されていくわけでございます。従つて、児童に翌年に売る価格に入っていくわけでございますので、いわゆる不良品を売って入った収入は、全部また子供に返っていく、こういうような勘定をいたしております。○足鹿委員 資料としていただけませんか。先ほど言いました不適品の問題、それから来年度の八万五千トンは、從來から見た場合、いわゆる利益金は、どういふ状態にお見込みになつて

きょうはそういうことはいふことは申し上げませんが、そういう点で農林省とこのたびはあらためて協議をして受け入れるという態度ではなかつた。少なくとも本年の実情から出発して一年ばつたりでやめるのか、あるいは将来にわたつて継続されるのか、継続するにしても、現状のままではわれわれは納得できません。でありますから、農林省と協議をして、そして二元的な現在の学校給食を改めていく方針であるかどうか、これは文部、農林両大臣から御答弁をお願い申し上げたいと思ひます。少なくとも学校給食に対するところの基本的な関係が一木となつた体制をこの際早急に打ち出すために努力をする、そしてできる限り三十九年度を目途として漸次学校給食を国内産に切りかえていく、この基本方針を明らかにされることを期待いたします。○荒木国務大臣 基本的なものの考え方につきましては、先刻も申し上げた

通り、予算委員会でお答え申した通りに考へております。むしろ学校給食は全部の完全給食に向かつて前進していきたいと思ひます。脱脂粉乳によりましてミルク給食、これも続けていきたいと思ひます。ただし、今もお話がありました通り、学校給食の立場からは当然に出てきませんけれども、日本人の一人として考えました常識論からいつても、国内産原料で学校給食がで

きるようには一日も早くなることを希望することは当然でございます。この前も申し上げました通り、国内の体制が先刻申した条件を整備しつつ進行するに依つて原料の輸入が漸減するような方策を立てて、着実に前進するという構想のもとに具体的努力が払われるべきことは当然のことと心得ます。○津島政府委員 お答え申します。きょうはいろいろ足鹿先生の御議論と、それから文部大臣のお考えを承りまして、学校給食が漸次国内産の牛乳と生乳にかわるべきものであるというようなことを承りまして、畜産振興の立場にありまして農林省といたしましては、まことに心強く感ずる次第であります。しかしながら、それをただ喜んではおられぬのでありまして、その実施に関しましては、いろいろ大きな責任を負わされたような感じが深くいたすのであります。大臣も余りものを配給するようなことではいかぬという話でありまして、全く同感でございます。どうしてもやはりコンスタントにこれを続けるという工夫を今後して参らなければならぬと思つたのであります。せっかくこの方針に向かつて農林省は努力を尽くしたいと存するので

あります。○湯山委員 答弁をいただく前に、文部大臣にちよつと経過を申し上げておきたいと思ひます。今の質問の経過は、児童給食を全面的に実施されるということについては大へんけっこうですけれども、これと取り組む政府の心がまえ、体制には非常に不安な点が多いということを申し上げました。それは予算の面から申しましても、あるいはその他の面から申しましても、ずさんな点が相当目につきます。これは政務次官もあるいは事務当局もそういう点があるということ

を認められた点でございますが、それをやつていくためには、よほどしっかりとやつてもらわなければならないといふことから価格の問題に就いて参りまして、文部省の方で購入してある価格と農林省の方でいただいた資料とは非常に大きな食い違いがございまして、そこでその食い違いを今お尋ねしておる段階でございます、その答弁を事務当局からいただいて、それから文部大臣にいろいろお尋ねいたしたいと思ひます。○村田政府委員 私からお答えするのは筋違いなのでございまして、ただいま湯山先生の御指摘になりました農林省農林経済局から提出をいたしております資料は、ただいま経済局の方に連絡をとりまして伺ひますと、この資料は大蔵省の通関統計を編集したものである、かように申しております。編集したものに日本貿易年報というのがある、さうでございます。それに基づく数字であるという回答でございます。御承知のように通関統計は、輸入価格そのものが記載されないで、通関の際

において一定の評価がえが行なわれておりますために、実際の価格とは趣を異にするのでございまして、従って、おそらく文部省の資料はコスト価格でございまして、その辺の食い違いがあるかと存じます。経済局の責任者から申し上げるべき筋でございまして、便宜かありまして私からお答えさせていただきます。

なお先ほど私が申し上げました飼料用の輸入価格でございますが、約九万円前後と申しましたのは、これは輸入飼料を政府が売却しますときの価格でございます。現実に政府が輸入いたします価格は、年によって若干の相違がございますけれども、おおむね六万円から八万円の間に上り下りしておりますので、訂正させていただきます。

○湯山委員 どうしてほとんど全部がトン当たり百十ドルで入っておりますものを通過のときにそういうふうな二百九十ドルに評価がえしなければならぬのですか。何かわけがありますか。事実はほとんど全部が給食用で入って、百十ドルという値段で取引されていまして、ところが輸入実績として今のように入れたら、二百九十ドル程度で入って、その金を払っておく、こういうことになっておるので、どうしてそういう操作が必要なのでしょう。

○村田政府委員 これも私がお答えするのは非常に僭越でございまして、けれども、お許しをいただきますと、また間違っておりますならば、後ほど責任のある省から訂正をいたしますこととお許しをいただきますが、大蔵省の方で、税関の扱いといたしましては、通関の際に、たとい無償のもの

でも、それに一定の評価をいたしまして通関の処理をいたすのだとございまして、その理由は、大蔵省としてどういう理由でそれをそういう評価がえをなさいますか、これは私の方でもわかりませんが、現実の通関事務としてさような処理がなされているという事実だけを申し上げましてお許しを願います。

○湯山委員 これは大へん問題があると思いますから、別な機会にその点だけについては明らかにしたいと思います。ただ、今文部省及び農林省の御答弁によって、用途によって値段が違っているということだけは明瞭になって参りました。つまり、学校給食用として輸入する場合、それからえさとして輸入する場合、今の一般のコマーシャル・ベースで取引する場合の価格、これは通過価格というのですか、脱脂粉乳にこういう三段階の値段があるということが明瞭になったわけですが、そうすると、アメリカへ脱脂粉乳を注文するときに、これは学校給食に使うのだということを約束して買うわけでございますか。私も普通考えれば、買入れたものは、学校給食に使おうが何にしようが日本の国の自由だ、商取引によって買入れたものは、こちらで何に使ってもいいのじゃないかというふうなことを、これは独立国ですから、そうだと思うのですけれども、一体どういう契約でアメリカの方から給食用の粉乳は買入れたのか、特別な手続があるのかどうか、これは文部大臣から一つお願いしたいと思つてます。

○荒木国務大臣 ちよつとその点具體的に存じませんので、政府委員からお答え申し上げます。

○前田(充)政府委員 学校給食用というものをばつきり明示しまして、そしてそのトン数をばつきり出して、そして外務省を通じて向こうに交渉してもらつておる事情でございまして。

○湯山委員 それじゃそのときに誓約書が何か出すわけですか。つまり、この学校給食用として輸入したものは学校給食以外には使つてはならない、こういう約束。使わないし、使つてはならない、こういう契約をするわけですか。それはどこでするのでしょうか。

○前田(充)政府委員 契約をいたしまして、ほかへは使わないということとを明示いたします。契約の相手につきましてはちよつとしばらくお待ちを願いたいと思つてます。——こちらは学校給食会でございます。学校給食会とCCCとの契約でございます。

○湯山委員 そうすると、どういうことがあつても、その脱脂粉乳を学校給食以外の目的に使つてはならない、使えない、こういうことですね。確認したいと思つてます。

○前田(充)政府委員 先ほどの不適品の出た場合は別でございますが、学校給食以外には食べないということになります。○湯山委員 そうすると、人が食べるものには使わない、こういうことですね。

学校給食以外に使つてはならない、そういう契約ですね。

○前田(充)政府委員 ただいまのお話は、適品である限りは学校給食に使う、不適品であれば別でございます。学校給食の場合は適品であるものは使つて。

○湯山委員 不適品ということになれば何に使つてもいいわけでございますか。不適品というのは名前がつけば何に使つてもいいか。

○前田(充)政府委員 そのところの契約については、不適品で一体食べられるのか、食べられないのかということについては、契約としては明確でないでございます。私どもは学校給食用ということで買ひ、学校給食として不適品であるというものは、それは別という考え方を持っております。

○湯山委員 そうすると、今のように入段についても制約がありますし、用途についてもそういう制限がある。そうするとコマーシャルじゃなくて援助というふうな性格を持つておるものですか。つまり、俗に言う言葉でいえば、脱脂粉乳についてはひもつき、そういうことになっているんじゃないか。どうなんですか。

○前田(充)政府委員 ひもつきという言葉の解釈にもよりますが、私の考えでは、一応ひもつきという言葉は適当であろうと思つてます。学校給食に使うというのを私どもとしては誓約しておるわけでございますので、ひもつきと言ふかと思つてます。

○湯山委員 つまり学校給食に使うという条件のもとに安くしてもらつて、こういう非常に強い制限があるということになれば、これは商取引じゃなくて援助のような性格もあると思つてます。それを今ひもつきということでも私に言ひますし、局長も言われたので、これはとにかく一般的なコマーシャルではないということとは間違いないと思つてます。そうなりますと、結論を急ぎたいと思つてますが、特に大臣にお尋ねしたいのですが、結局この脱脂粉乳というのは、大臣もよく御存じと思つてますし、私もそれを調べてみました。しかしアメリカでは給食には使っておりません。向こうでは粉ミルクを使つておりますけれども、これは脱脂しないのを使つております。そうなりますと、学校給食の本来の目的はどういうところにあるかということ、学校給食法によりまして「義務教育諸学校における教育の目的を達成するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。」その四号に「食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。」こうあります。で、向こうでは用途はこういう用途のものだ、それをこういうふうにして安く買入れた、これを今みんなの給食にするんだというふうなことに、すいて、明らかに子供たちに正しく理解させるというこの上にとつて給食をやらなければならない、本来の目的である教育の一環としての給食がでないわけでは、あるいは説明の仕方によつては、給食本来の目的を阻害する、こういうことも懸念されるわけですね。そこで大臣もさつきからおっしゃったように、どうしても脱脂粉乳の給食については国内のものに振りかえていく、国内のものに脱脂粉乳を振りかえるのじゃなくて、給食は本来生乳、——それで大臣

が御心配のように切れ目ができる、あるいは保存に困るといふときには、無理に脱脂しないでも——これはほんとうの脱脂しない粉ミルクです。これは外国も、アメリカも使っております。こういうものでほんとうの給食をすべきで、脱脂粉乳というのは、本来何のために脱脂したかというのを考えていけば、なるべく早くそういうものの給食はやめて、そうして給食本来の目的からいってやめるべきものであるし、それから今の国内生産、国内の酪農を伸ばしていく、こういった点からいっても、一日も早く脱脂粉乳、特に輸入脱脂粉乳による給食というものは切つかえていかなければならない、こういう結論が出てくると思います。これについて、大臣のそういう角度からの御所見、御答弁をいただきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 今の点は私も同感でございます。私の聞いていたことだけからいいますと、子供たちは脱脂粉乳によるミルク給食よりも、なま牛乳の給食を好む一般的な傾向があると聞いております。そういう点からもなま牛乳が望ましいことは、これは当然のことと思ひます。従つて、先刻お答え申し上げましたような趣旨で、なるべくすみやかに国産原料で、それもできるだけならばなま牛乳で給食ができるように持つていくことは、これは当然のコースじゃないか、その条件整備のために、国全体の立場から努力さるべきものと思ひます。

○湯山委員 今の、特にそのために安くしてもらつていふというように、これも、考え方によれば、ある意味では内政干渉というようにも言われぬない

とも限りません。そこで、ぜひ大臣の言われたようにすみやかにそういうふうな態勢をとつていただくということを願ひしておきたい。今の大臣の御答弁に関連して、各省間の足並みがなかなかうまくそろつていないという一つの例をあげて、これも大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

明年度二十二万石のなま乳の給食ができるような態勢がとられております。本年度が大体十五万石でございまして、二十二万石ならば、昨年は十月からでしたけれども、ことしは四月、五月、六月の三カ月間、なま乳給食をやつても、これはできるような予算的な措置も整つていまして、それから昨年実施した学校を引き続いてやればいいのですから、学校自体の受け入れ態勢もできています。そしてまた乳の生産の方は、乳価が下がるといふので生産農家が心配しているように、今は生産も十分あります。ですから、四、五、六の三カ月はなま乳を大臣の言われたような趣旨でいつても、実施するのに非常にいい条件にあるわけです。拡大するのじゃなくて、経験のある学校がやればいいわけです。ところが、聞いたところによれば、これについて農林省はやりたいたいという意思表示をしており、文部省もそれならやってみようというお気持はあるようです。ただ従来文部省ではなま乳給食で迷惑をかけておるから、積極的にせむやうなところ、大蔵省がこれにストップをかけているようです。大蔵省の言ひ分を間接に聞いたのですけれども、今と

かく乳価対策はやつたあとだ、次の時期のダウンしかかったときにその手を打つために留保したいということが大蔵省の言ひ分です。しかしながらおるし、今すぐすることは農民も喜ぶことだし、子供たちも喜ぶことだし、大臣の今御答弁いただいたことにも合致することなんです。そこで、これは農林省も大蔵省も見えておられますけれども、引き続きやればいいわけですから、四月から引き続いてぜひ実施することにしていただきたいと思ひうわけですが、この点いかがなものでしょうか。

○前田（元）政府委員 文部省といたしましては、三月までやつていっているのに続いてやれというところでございしますが、先ほど来の御議論の通り、現在までのやり方は制度的に計画的にやるといふことにはまだいままではなつておらないわけでございます。従つて、学校の希望等勘案してやりたいと思ひます。学校等の関係で希望が出てくれば、もちろん私もあえて拒む考え方は持つておりません。ただ、問題は値段の点でございますが、その点については十分な検討と申しますか、折衝も必要であらうと考えております。

○湯山委員 局長、そういう御答弁では困るのです。すでにやつておつて、今やつておるのですよ。今私が言う四月からやつたらどうかというのは、現在やつておる学校なんです。希望があるのはこれはあたりまえなんです。そうして値段の点といつても、これも補助額がきまつています。それも予算が通らなければという心配もありますけれども、そこは事業団ですから、御存じの

通り弾力性があるのです。引き続きやつていってどこにも支障が起らない。今希望してやつておるのです。それを引き続いて四、五、六と三カ月やるといふことなんで、文部省は従来やりかけておつてもとめられたり、それからやると言つたのが延びたりして、学校側の方では先生や事務をとる人は迷惑がつております。しかし、子供はそれをやりたいと言つておる。希望してやつておるのですが、現在実施しておる学校をそのまま続けていくというのですから、ちつともかわらないのです。これは文部省はおやりになる御意向だし、農林省もやつていただきたい。大蔵省がとめておるのです。大蔵省の主計官もお見えになつておられますが、どうなんでしょうか。

○谷川説明員 私といたしましては、ただいまの件は承知いたしております。農林担当の方でお話し合いが進められておる問題かと心得ております。

○湯山委員 これは今大臣がおつしたように、基本線に立てば当然おやりになつていただきたい、おやりになるべきだ、こう私は思ひますが、態勢はもう現物もできます、それから学校の方の設備もちゃんと整えられておる、それから補助の方もちゃんとできておる。このまま続いてやりさえすればいいのです。これはぜひやつていただきたいと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○荒木国務大臣 酪農振興の立場から一合当たり三四十銭でございますか。助成金が出ておるといふふうに承知いたしております。その助成金が予算で成立いたしましたして、現に助成され、事業団を通じてかどうか存じませんが、

ども、現実にはそれだけ割安になつた牛乳が具体的な学校に提供されるという条件があり、またその補助金そのものがどういふ場合に出され、一定の制約があるかどうか私もつまびらかにしないままに申し上げておりますが、そういういろいろな条件がすべて満足されて、三四十銭の一合当たりの助成金が作用しまして、八円牛乳として四円三十銭の値段で給食ができるという場合、そしてその当該学校もやりたいという場合、文部省の立場から好ましくないなどと言ふ必要はない、けつこうなことだ、こう思ひます。

○湯山委員 畜産局長、今大臣が条件としておあげになつた四月から三四十銭の補助、それから単価は大体今の単価、それから供給の方も、現在実施しておるところですから、今大臣がそういう条件が満たされればとおつした条件は満たされると思ひますが、責任者である畜産局長の方から御答弁願ひます。

○村田政府委員 御指摘の点、私どもの耳に入つておることを率直に申しますと、今度の新しい輸入脱脂粉乳によつて新しい制度がしかれるというので、若干地方によりましては不安がつていける向きもあるようでございしますが、ただいま文部大臣の申されまうように、従来の事業団を通じて助成いたします牛乳の学校給食制度というものは、これは県の教育委員会からわれわれが希望をとりまして、いつからいつまでの間これだけの数量をやりたいという数量が出てきますと、文部省とも大蔵省とも相談して従来実施をしておつたわけでございまして、私ども四月以降におきまして、

信のある答弁をお願いします。

○前田(充)政府委員　大臣がおっしゃった通りでございますが、教育課程というところいろいろな考え方がございますが、教育計画、教育プランの一環であるということははっきり申し上げることができると思います。そして三十六年の指導要領の中にはそういうふう

うなことで、学校給食についてはつきりと指導をいたしております。

○芳賀委員 それでは教育課程の一部とみなすという、そういう理解ですか。

○前田(充)政府委員 大体それでよろしいかと思います。

○芳賀委員 文部大臣にお尋ねします
が、諸外国の給食の事情等についてはいろいろ調査されておると思いますが、

が、学校給食で脱脂粉乳のみを用いて給食をやっている国がどのくらいあるか、御存じであれば伺いたいと思います。

○荒木国務大臣 具体的に存じませんので、政府委員からお答え申し上げます。

○前田(充)政府委員 全国的にたまたま資料収集中でございまして、これも資料がなかなか実は整わないのでございます。各国に通知を出しまして私ども調べているのでございますが、な

かなか各国が通知をくれませんので、まだ全部集まっておりますんですが、ただいま一部きておりますが、今のところ伺っておりますのは、脱脂粉乳はあまりなさそうでございます。ただし今後東南アジア方面に相当、あるいはアフリカ方面には、これからやるところでは相当ふえてくるのではないかと思っております。そういうふうに予想はいましております。

ばいかなと思うのですよ。たとえば所得倍増計画にしても、昭和四十五年が十カ年計画の終期ということになっておるのですからして、計画的な学校給食を義務教育の中で行なうということになれば、こういう点に対しては大体目標をどの辺においてやっていくという点は、文部大臣として国民の前に明らかにすべき点だと思ふわけです。これは事務当局においてもしそういう案があれば、局長からでも示してもらいたい。

○荒木国務大臣 文部省だけの立場で学校給食完全実施という課題を他の条件を抜きにして希望を申し上げれば、審議会の答申の線が一応の目標でございませうけれども、それはそう申し上げましても、現実性、裏づけがないことを残念に思います。従って文部省だけとしましては、一応の目標はそこに置きながら、具体的裏づけをそれぞれの関係省と相談しまして、政府全体の立場からできるだけすみやかに実現をはかりたい、こう思います。

○芳賀委員 次に、具体的な問題ですが、今までの学校給食の中における脱脂粉乳の給食を通じてその成果、評価というか、一休小学校、中学校の子供たちは脱脂粉乳給食に対してどういう態度を示したか、反応ですね、これは非常に大事な点だと思ふから、示していただきたい。

○前田(充)政府委員 学校給食の効果という点では、御承知の通りで申し上げるまでもないと思うのですが、反応という点につきましては、私古い時代に学校給食に関係したことがございします。その時代にはずいぶん学校の帰りにないしよでみぞへ捨てるとかという

ようなことがずいぶんいわれています、長年攻撃されましたのでございますが、しかし最近では、そういう声はほとんど私、聞かないし、きょうは資料を持って来ておりませんが、漸次減りつつあります。なお私は、自分の個人的なことを申し上げて恐縮でございますが、数年間にわたってずっと飲んで自分で経験したのですが、なれるというところ、それからもう一つには上手につくるといことが非常に大きい問題だと思ひます。そういう点の指導が今後非常に必要じゃないかと私思うのでございます。脱脂ミルクをやる限りにおいては、上手においしく子供に飲ませるといことは非常に必要ではないか。そのためには私どももいたしましては、地方に指導者の講習会を開く等、ミルクの溶き方、飲ませ方、それについては温度とか、そういうような問題もあると思うのでございます。いろいろな研究もいたして、それを指導もいたして、できただけ子供がおいしく飲むように指導いたしたい、かように考えております。

○芳賀委員 脱脂粉乳といういかに聞かえはいいが、たとえば牛乳の生産地帯の農村等においては、生産したなま乳を集乳場へ運んで、そこで脂肪を分離する。牛乳から脂肪をとった残りが脱脂乳という脂肪のない乳というわけですね。脱脂乳を粉末化したのが脱脂粉乳ということに当然なるのですから、農村においては脂肪を分離したいわけの脱脂乳を直接飲む人はほとんどいないんです。これは文部次官も御存じでしょう、あなたは農政のエキスパートですから、それは価格自体は非常に安い。それを農家の人は

また集乳カンに入れて、ほとんど安い価格で持ち帰って、そうして生まれた子牛に、牛乳を直接飲ませることは高上りになるからせぬですが、脱脂乳を何カ月かの子牛に飲ませる、あるいは子豚に飲ませる、こういうことをやっているわけですね。だから粉乳をまた水で溶かして原形に戻せば脱脂乳ということになるわけであって、なかなか人間向きということにはならないと思う。脱脂粉乳というから、アメリカさんか買おうから、いかにも気のきいたものと思うかもしれないが、こういうことで、今度は全国の農村に至るまで義務教育小学校において完全給食をやるといことになれば、今までは選択的にやるところはやれ、やれぬところはやらなくともいいというところになっておつたが、全面的に全国千八百万の生徒を対象にしてやるといことになると、これはやはり問題が出ると思う。こういう点に対して文部省として自信を持って脱脂粉乳の安上り給食だけでやるべきだとい考えには誤まりがあると思うのです。ですからこれをいづろまでに漸次切りかえて、ほんとうの意味の牛乳給食をやるとい方針は、国家の責任として明らかにしなければ、諸外国に対してもなかなか面目がないと思うのですけれども、そういう点は文部大臣としてどうお考えですか。

○荒木国務大臣 おっしゃるような意味合いを特に強調しますれば、いろいろ問題もあり得ると思いますが、学校給食のよさは、全体のカロリーから見まして、体位向上に役立つかなかという点に栄養的に主眼点がござい

ます。従いましてその見地に立てば、脂肪分は抜かれておりまして——脱脂された牛乳を粉にしたという解説つきの御質問でございますが、脱脂された粉それ自体の含有する栄養価というものは、専門家の話を聞けば、捨てがたきものがあるというふうには承知いたします。先ほど政府委員が申し上げましたように、味覚に訴えた場合、好ましい味に、飲みやすく仕立てる努力を添えするならば、そう捨てたものでないと思ひます。学校給食の目的の相当のもの、それ以上の評価ができるものと期待するわけでありま

す。さらに、先刻申し上げましたように、この状態をいつまで続けるかと考えているわけは毛頭ございせん。具体的な措置がとられるに従ひまして脱脂粉乳の輸入量は漸減するやり方で努力がなされねばならない課題だと思ひます。

○芳賀委員 次に、調査会の答申によりますと、たとえば完全給食の場合においてもパン食がいいとか、米食がいけないというところは、第二義的な問題であるといことが答申の中に指摘されておる。最近では米の生産事情とか供給事情というものは相当緩和されたから、全面的に義務教育の学校でこれを実施する場合においては、その地域の特性といふものを十分尊重して、そして米食でいいた方がよいという場合はそれでいくべきだと思ひます。必ずしもパン食に固執すべきではないというところが調査会の答申にも出ておるわけですね。この点は政府としては、その趣旨を尊重されて、今後完全給食の場合には、そういう選択性といふものを認め

て進めていくかどうか、その点を一つ、

○荒木国務大臣 制度の問題として、

おっしゃるようになります具体案が今あるわけじゃないませんが、しかし学校給食のための原料が、国内の農業政策ないしは食糧政策、そういう問題と全然遊離して動いていくべきものじゃないと思ひます。従つてその意味においては、調査会の答申が含みがあると思ひます。その問題も含めまして、日本の将来の主食のあり方を考えながら食糧政策あるいは農業政策と密着しながら安定した学校給食が本来期待する効果を上げるようという角度から再検討するべき問題として提起されておる、そういうふうには思ひます。その検討は怠るべきじゃないと思ひます。

○芳賀委員 私は単に農業政策的な立場とあるいは酪農政策上の立場から言つておられるじゃないのですよ。本来学校給食といふものはいかにあるかというそのあり方に立つてお尋ねしておるのです。ですから、今のパン食か米食かという問題についても、これは制度調査会の答申を引用いたしますと、「わが国栄養問題の眼目は、一般食事に於いて動物性たん白質、ビタミン、カルシウム等の摂取をいかに補完するかといふ点にある。従つて学校給食においてはパン食か米食かといふことは第二義的問題である。特にこの点を強調して答申が行なわれておるわけですね。ですからどこまでもミルクもアメリカの脱脂粉乳、食事もアメリカの小麦粉でなければならぬという、何でもかんでもアメリカ産に依存しなければ一人前にやれないのだというその背景をなす思想に問題があると思ひます。やはりこの点は割り切つて、国内で米が足りないのならやむを得ないですよ、戦

争直後のように。今の政府の方針というものは、できるだけ米作を抑制するような政策をあえてとつておるわけですね。この面からも農民を苦しめておるわけですが、やはりこの点は調査会としても相当な権威者が集まつて答申を出しているのですから、わざわざ都会で米食でなければならぬとは言われないが、特に農村地帯においてはそういう場合においては、パン食と同様に米食についても取り扱うという方針は決定して打ち出してもさしつかえないと思ひます。いかがですか。

○荒木国務大臣 今日までやつてきております学校給食の考え方を思想的に言われましたが、米食かパン食か比較した場合に、パン食が思想としてよろしいからやつておるといことではない、そもその給食が始まりまして以来のことは、万々御承知のことですが、その沿革の上に立つて、習慣的に粉食といふことになっておる、その実情そのものを推進しておる姿だと思ひます。それがまた栄養学的に再検討されまして、必ずしも不合理ではないといふことのゆえに、便宜今日にたどりついておると私は理解いたします。

そこで今おっしゃるような、また答申にもありますような、その土地の実情に応じてパン食であらうと米食であらうと選択にまかして、それに応ずるような国の援助を考へるという問題は、まだ未解決のままでございまして、今後の問題として答申の線が御指摘のごとく検討するべき課題として残つておるといふ意味でさつき申し上げたのであります。基本的なものの考

○芳賀委員 次に、現在のところは太
体脱脂粉乳の給食についても國の負
担、大體二分の一というふうな線だと
思いますが、この答申によりますと、
「ミルク給食については、昭和三十九
年度小学校、昭和四十一年度中学校が
完全実施になるに伴い、ミルク代の二
分の一と同じく設置者負担とする」こ

粉乳をアメリカのCCCから買い付ける計画の場合、計画において不適格品を予定しておるといふのは、これほどいうことですか。乳製品が入ってきて、そしてその中に不適格品が出たといふのであれば話がわかるが、買い付け計画の中にたとえば八%とか一〇%の不適格品があるといふことを予定し

程度です」ところが今度それが三十六年度においては三万五千トンの買付に對してこれは二十四百トン、今言ったのは計画で、今度は実績を申し上げますと、先ほどの三十四年の買入れ実績は一万七千七百七十一トンで、そのうちの不適格品が百九十三トンしかなかった⁴⁾、それが、別途協定が終つた

れしておるわけでしょう。これはどう
いうことなんです、商品を買ひ入れる
場合の態度として。

○前田(充)政府委員 不適格品の出る
量はお話の通りでございます。そのの
出した理由でございますが、それは実は
三十五年に、従来三十四年までは全部
ドラムカンで買っておりまして。それ

では処分に困って、それをCCCが保管しておるわけです。こちらは自分の国内にはあるのだけれども高上りがだということ、それを買わないでおるだけ、アメリカと日本のこの関係でして、こちらが買い手市場でというものは、こちらが買い手市場でしよう。品物に対する厳密な選択権というものは、こちらが持っているわけ

すよ。取引だから、不良品が入ってきた場合はそれを返品するとか、持っているきなきいとか——にやにやす問題じゃないでしよう。以前のような援助物資でただもらっている場合は——あとでまた返せなと言われたけれども、その当時は感謝決議まで国会でやったことがあるが、今日においては価格が高い安いは国際価格との比較の問題であつて、向こうさんは処分に困っているのですよ。捨てるにもちよつともつたない。だから自由主義国家の中でどこか投げ売りで押し付けるところがあればといつて困つておつたところへ、ちよつと日本の方ではそろばん勘定で安上がりでさえあれば何でも買いますというので、それでは長期的に売つてやるというので、向こうの方が今度は感謝決議をワシントンの国会でももうすでにやっているのかもしれないが、そういう場合、不良品が出たらこれは返品するとかどうするということとを、どうして契約上きめることができないのですか。ドラムカンへ入れてよこさぬなら買いませんと言へば、向こうはちゃんと容器へ入れて持つてくるじゃないですか。これは大事な点だから大臣から……。

○荒木国務大臣 理論的にはおっしゃることよくわかります。そこで、理論的にはわかりますから、実際の取引上もできることならば御指摘のような努力をいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 これは即刻改善すべきだと思ひます。普通日本が日本の国産品をアメリカに輸出した場合でも、条件からはずれた不適格品というものはどういふふうに向こうは扱うですか。これは同額で向こうは買ひ取りま

すか。結局それと同じじゃないですか。首をひねる必要はないでしよう。とにかくただもらっているのじゃないのだから。今後どうするのです。八万五千トン買ひ付けて一割にしても、大体今度は一万トンくらい不良品が出ることを予想しておるでしよう。そういうものが今度は給食以外に一般市場にはらんするということになれば、これはとんでもないことになるわけですね。そういうものは返して、引き取れというか、どうしますか。

別途協定のときはMSAの関係ですから全部アメリカの船で持つてきたわけですが、現在これは一体どうなつてゐるのです。日本の船でこれを買ひ取つて運んでくるのか、アメリカの船で持つていつてやるのかを条件にされて買ひ取つてゐるか、そういう点もあわせて聞かせておいてもらひたい。

○前田(充)政府委員 不適品が日本の経済を乱すようなことがあれば、それはもちろん全部返すべきであると私も思ひます。商取引として御趣旨の通りでございます。従つてそういう点については御趣旨に沿うような考え方を持つて参りたいと思ひます。

それから船のことでございますが、輸送業務は日本の商社が行ないまして、船は日本のものももちろんございませう。しかし場合によつて向こうのものもある。そういうのが実態でございます。

○芳賀委員 そこはあいまいじゃないですか。日本の船で全部運んでもいいというこゝになつておるのですか。

○前田(充)政府委員 契約にはどちらの船でということには触れておりま

す。それで、向こうは買ひ取りま

○芳賀委員 そこで文部大臣に申し上げますが、こういう実情ですから、われわれはアメリカ依存の給食方針には同意できませんが、しかし今後この種のものを外国から購入する場合においては、事前に明確に取引の契約の中に——かわい子供たちの学校給食に使う品質というものは大事だと思ひます。ですからそういう優良な品質を必要とする、もしもこの規格にはずれたような場合においては、これはあなたの方で引き取つて下さい、日本の国内に置かれては困りますということに契約の内容にして、これは普通の当然の商取引として解決すべき問題だと思ひますが、この点についてはいかがですか。これは金がかかるとは思ひますが、さつきも申し上げました通り、お説はごもっともだと思ひます。そういうことを確保する努力をしなければならぬまい、契約をしますときに十分に検討するようにいたしたいと思ひます。

○前田(充)政府委員 品質はただいま契約ではエクストラ・グレード・スプレ・プロセスと指定してございまして、これはスプレのやり方でございまして、高級品ということでは言えるのじゃないかと思ひます。

○床次委員長 芳賀君に申し上げますが、大体時間もきましたから……。

○芳賀委員 これは決算委員会でも要求して文部省から出された資料でございども、これによりまして、昭和三十八年度の買ひ入れ計画に対しては、十万吨が輸入計画ということになつておるわけですが、この十万吨に対して三十八年度の学校給食としての供給数量を八万五千三百七十二トンとしておる

わけであつて、この点は先ほど同僚の湯山委員の質問に対する答弁と違つてゐないですか。輸入計画というものは明らかにこれは十万吨にして、三十八年度内における給食に供給する数量が八万五千何千というところ、これはあなたの方で先日決算委員会に出した資料に基づいて私は聞いておるわけ

○前田(充)政府委員 十万吨ということでは決算委員会のおきにはお出しなしたしましたが、これは実は概数でございまして、計画的には学校給食会の予算をきめるときに最終的にきめたいと思つておるわけでございます。従ひまして先ほど申し上げましたように、三月の下旬にはほんとうにその数字を出したいと思ひます。

なお、八万五千トンの予算計画に対して十万吨という数字が出ております理由は、一つには、来年度三十九年度の数字の八万五千トンは三十八年四月から三十九年三月までの計算でございまして、従ひまして三十九年の四月からの分というものは前もつて買つておかなくちやならないし、また大体学校へ到着するまでいくような場合もございませうし、場合によりますと一応県まで到着だけはさせておかなければならぬような、県によつていろいろございませうが、そういうようないろいろな事情がございまして、前年度からの繰分を一体どれだけの数字がわからなかつたものでございませうから、概数として一応十万吨ということを出してございませうが、こまかくは三月の末にきめたいと思つております。

○芳賀委員 三十八年度のミルク給食をやるために四十億というのを新しく計上されておるでしよう。その裏づけをなす資料がよくわからぬから大ざっぱに十万吨にしたとか、そういうわけがけたことは国会の中で簡単に言う筋合いじゃないんじゃないですか。うちに帰つてかあちゃんにそういうことを言つてゐるならわかるが、この神聖な国会において——予算の基礎となる輸入の計画とか、三十八年度の給食に対する現物の供給計画とか、そういうものについてはもう少し綿密な計画を立てておかぬといふかと思ひます。

あなた局長でしよう。局長の方くらい荒木さんのすぐ下くらいになるわけですから、これは注意までに言つておきます。

これは正式なCCCとの契約はまだ締結されてゐないでしよう。ですから先ほど私が指摘した、今後の契約については規格外の品があつた場合には返品する、引き取つてもらひたいということを相手方との契約の中に明示して確定におやりになるかどうか。これは国としてやらなければならぬことですから、一文部大臣や一局長の意見で考えてみますなという問題ではないと思ひます。この点は責任のある、こゝうやりますといふことをここで明確にすればあつたでもいいが、この点だけは確実に実行してもらわなければならぬと思ひます。

○荒木国務大臣 御指摘のように努力いたします。

○芳賀委員 それでは大臣の答弁を了とします。

それで農林省にお尋ねしますが、この学校給食を行なう場合においては、農林大臣の同意とかあるいは農林大臣の協力とか、そういうことが当然法律の規定にも出ておるわけです。今までこういう問題があるということを知りながら、輸入計画の中においても一割以上も不良品がある、その用途は明らかに給食以外の方に回すんだということとを予想して買入れに同意されたということに対しては、これはやはり責任があると思う。どうですか。——津島さんがおられるのですから、政務次官がわからなければ局長に答えさせますと言えぱいいと思うのです。

○津島政府委員 結果から見ますとそういうことになりました、まことに遺憾でございます。今後十分に注意をいたしまして、そういう大量の不適品が出ないようにしなければならぬと存じます。

○芳賀委員 この点は、これから出ないですよ。いいですか、今、文部大臣が言明されたのですから、そういうものが入ってこないですよ。入ってくれば返すんだから出ないが、今までこういうものを見のがしておったところに、農林省としての責任があったんではないかということを私は指摘したわけです。

大体時間がきましたから、きょうはこの程度にしておきますが、特に不適格品の横流しの問題等については、これは給食の指導をやっている文部省あるいは農林省においても実情は御承知だと思ふのです。どういふような形態でこれが横流しされて、それが一体何に用いられているということについても大体わかつておられると思いますか

ら、これは今後の戒めとしても大事な点ですから、それらの事例については後刻資料としてお出し願いたいというふうに思いますが、この点に対してはお出しになれるかどうか、いかがですか。

○前田(充)政府委員 提出いたします。

○床次委員長 これにて本連合審査会を終了いたします。

午後六時二十二分散会

昭和三十八年三月二十日印刷

昭和三十八年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局